

一九二〇年代日中関係における「大蔵外交」の展開

— 駐華大蔵財務官公森太郎の記録から —

明 石 岩 雄

はじめに

一九二〇年代の日本の対中国政策、とくにその中心的テーマである幣原・田中外交については、すでに多くの研究がなされている。代表的な研究としては一九六〇年代から一九七〇年代はじめまでの信夫清三郎、入江昭、江口圭一や臼井勝美らの実証的研究があり、各者の評価の微妙なニュアンスの相違は当然としてあるが、これらの基礎的研究によって、すでに一定の通説的見解が確立している。つまり幣原・田中両外交に端的に象徴される外務省と軍部の基本的路線の対立に一九二〇年代の日本の対中国政策の帰結としての「満州事変」の国内的要因を求めること、そしてそれがしばしば「二重外交」的現象をともしない、しかもそうした現象の根底には国務と統帥という戦前日本の権力

の二元的構造が関係していること、こうした理解は学界の共通理解をなしていると言つてよい。

かつてのような幣原外交Ⅱ平和・協調外交といった単純な「美化論」は最近では余り主張されなくなり、かわつて、例えば坂野潤治の研究のように、政党政治の力学的法則という視角から両者の相互共通性を追求しようとする試みや、入江昭の研究に見られるような、一九二〇年代の日本の対中国政策を単に満州事変との関わりだけにとどまらず、一九二〇年代と一九三〇年代の連続性と断絶の問題として、グローバルに把握しようとするような試みが、今日の研究の主要な傾向となつている。

本稿もまた、一九一九年から一九三〇年までの十余年間、公使館付駐華大蔵事務官（後に財務官となる）として勤務した公森太郎に注目し、大蔵省の対中国政策Ⅱ「大蔵外交」

という新しい視点から、一九三〇年代を展望しつつ一九二〇年代の日中関係にアプローチするものである（大蔵外交に括弧をつけたのは本省と公森太郎との間に活動方針の不一致が時として見られるからである。その具体的な内容については以下の本論で述べる）。

なお、大蔵省調査部が一九五〇年に公森太郎本人からの聴取り調査を行っており、その草稿が「史談会速記録」として残されている。この聴取り調査は前後二度に分けてなされている。第一回は日本国内在動中の活動が主であり、第二回が中国での財務官としての活動を述べている。そして、この間に阪谷芳郎の幣制顧問招聘の顛末が挿入されている。本論の参考資料として、挿入された部分及び第二回の聴取りの当該部分を本文末尾に付しておく。

一 問題提起

一九三三年から一九三五、六年にかけての数年間には日中両国関係が好転するかに見えた時期である。山東出兵から始まり満州事変・上海事変に至る日本の中国侵略によってもたらされた中国民衆の反日感情は依然根深いものがあつ

た。しかし、すでに上海事変直後より南京政府は対日融和策を検討し始めており、一九三三年四月の塘沽停戦協定後の同年八月の第二次廬山会議において南京政府は事実上の抗日停止に踏み切った。また日本側については、満州事変・上海事変に示された民衆の熱狂的な排外熱は急速に冷めつつあり、日本軍部は「一九三五・六年の危機」を宣伝することによってその維持に努めねばならない状況であつた。

この日中両国間の関係改善の基礎は蒋介石・国民党政府による中国の軍事的・政治的・経済的安定に強力な中央政府の創出に求められる。すでに蒋介石は一九三三年五月の馮玉祥などによる反蔣運動を克服する過程で蒋介石直系の国民党中央軍の維持拡大に成功した。日本軍の参謀本部作成「支那軍隊一覽表（昭和十年八月調）」によれば中国軍の総兵力は約二二〇余万、そのうち中央軍は直系・傍系併せて九二余万に及び、その数は全体の四割を占めていた。強大な中央軍をその掌中に収めた蒋介石は、すでに第五次の「共匪掃討」作戦に成功し、中国共産党に革命根拠地の放棄（大長征）を余儀なくさせた。

こうした軍事力の基礎の上に蒋介石・国民党政府が着手

したのが幣制改革事業であり、国防委員会による三省（湖北・湖南・江西）重工業化五カ年計画であった。三省重工業化計画については別稿⁵⁾で紹介したのでここでは繰り返さないが、幣制改革事業の成功如何がこの重工業化計画の成否を決定するものであったことは明らかであった。

幣制改革事業の中心課題は発券業務の集中・為替管理に不可欠な中央準備銀行制度の確立であったが、これはすでに一九三四年末から本格的に検討され始め、翌一九三五年三月には金貨公債一億元の発行がなされた。周知のように当時、中国における貨幣システムは北洋軍閥期のそれと基本的に変わらず、中国・交通の二大銀行、それに南京政府直系の中央銀行がそれぞれ中央銀行としての機能を果たしていた。金貨公債一億元の発行は中央銀行への重点投資により、同銀行を最大資本のものとするとともに、中国・交通両銀行への増資によって政府持株比率を五〇パーセントに引き上げ、完全に政府の管理下に置くための措置であり、中央準備銀行制度の導入への重要な第一歩をなした⁶⁾。

こうした動きに対し最も敏感に反応したのはイギリス政府であった。すでに一九三四年七月にそれまでのポンドブロック圏外への海外投資制限を撤廃し、さらにその翌月に

は対外投資地域として極東および南米を設定し、そのための部局の新設ならびに代表派遣が検討された。一九三四年末国民党政府から幣制改革事業への援助の申し出がなされると、イギリス政府はただちにそのための援助と中国への代表派遣の計画を進めた⁷⁾。

イギリス政府第一経済顧問リース・ロスの指導のもとに実施された一九三五年十一月三日の幣制統一令による管理為替通貨制度の急激な導入は見事に成功した。当初急激な幣制改革に対して危惧を抱いていたアメリカ政府は、その三カ月後の一九三六年二月十四日モーゲンソー財務長官の声明を発表して中国の新通貨政策を激賞し、それへの援助を約束した。だがこれと対照的に、日本政府および当路者がとった政策は中国の幣制改革に対する抜きがたい否定的評価であり、蒋介石政権への不信感であり、冀東密貿易・「北支分離工作」などを通じての積極的妨害行為であった⁸⁾。

もし、仮に日本政府が二度にわたるイギリス政府（リース・ロス）からの共同歩調を拒否せず、また、アメリカ政府に同調していたならば、おそらくその後の事態、日中間係は全く異なった展開を見るに至ったであろう。筆者はかつて日中戦争の原因を論じた際に、J・A・ホブソンの『帝

『國主義論』一九三八年版序文のなかの次の一節を引用した。

数カ国の資本家達が……知性的な協同の能力があったならば、彼らはアジアにおける共同の國際的企業のた
めに結合するであろう。

ホブソンはこれを「經濟的國際帝國主義の計画」と表現し、そしてこの計画は日本の中国に対する全面的な侵略により実現が不可能となったとした。確かに日本の支配者たちが現実を選択したのは「知性的な協同」とは全く正反対の行為であった。

しかし当時の日本政府の当路者、あるいは金融家たちのなかにホブソンが期待した「知性的な協同」(經濟的國際帝國主義)の路線を追求する人物なりグループが全く存在しなかつたわけではない。本稿で紹介する公森太郎も「知性的な協同」による日中經濟提携を積極的に推進しようとした一人である。

公森太郎は今日でこそほとんど無名に等しい人物であり、筆者の管見では彼に注目した研究は少なくとも歴史学の分野ではなされていない。しかし、戦前では政界・財界有数の「中国通」として広く知られた人物である。簡単に彼の略歴を紹介しておく。

公森太郎は一八八二年三月六日、岡山県都窪郡撫川町(現在は岡山市)に公森仲次郎の長男として生まれた。岡山中學、第一高等学校を経て東京帝國大学法科大学政治学科に進んだ^①。在京時代は阪谷芳郎(男爵、のち子爵)の備中館に寄宿した^②。一九〇八年七月卒業と同時に大蔵省に入ったが、大蔵省に入るに際しては阪谷芳郎の強い教示があった旨を、前述の大蔵省「史談会速記録」で自ら語っている。大蔵省では主税局および大臣官房文書課に勤務し、同年十一月に文官高等試験に合格したのちは本省を離れ、広島、札幌、熊本の各地税務監督局を歴任した。第一次世界大戦が始まると同時に一九一四年十二月に青島守備軍司令部付となり、青島の税関副委員長の職務につくが、この青島派遣は一九一六年七月までの一年半余におよび、これが公森太郎の中国在勤の第一歩となった^③。

その後広島、大阪の税務監督局を経て再び阪谷芳郎の筆頭随員として一九一八年三月から六月まで中国に渡る。そしてその翌一九一九年一月(正式辞令は同年九月)に大蔵事務官海外駐割財務官心得として北京に赴任し、一九二九年には改めて海外駐割財務官となり、一九三〇年八月に官界を去って日本興業銀行理事となるまでの十年余を中国

で過ごすこととなる。¹⁴⁾

その後は日本興業銀行理事を七年間、さらに一九三七年四月、朝鮮銀行副総裁に転じて三年間、中央の金融界で活躍したのち、一九四〇年一月郷里岡山へもどり、頭取として中国銀行の改善・振興に従事し、一九四八年二月二五日七一才で逝去した。¹⁵⁾

以下の引用文は公森太郎が日本興業銀行理事として中央金融界で活動していた時期に、一九三五年四月十五日付『ジャパン・タイムズ』に掲載した投稿論文を翻訳したものである。原題は“Sino-Japanese Co-operation Expand Capital to China Not the Most Important Thing”原文は相当の長文であるので、論文の趣旨を損ねない範囲で省略して紹介しよう。¹⁶⁾

……本来からして、協調と友好の政策は過去において日本と中国の両国が当然に執らねばならぬ政策であつたし、そして将来においてもやはり追求していくべき政策のはずである。その意味からして、ここ数年来の対立と敵意とを特徴とする両国関係は全く異常としか言い様のない現象である。……

中国の側からするこの排外的政策の主たる原因は、

共和革命以来の権力の強い結合を生み出すためという国内事情に求められる。だが、最近の共產軍に対する軍事的鎮圧行動の成功によって、南京政府の信望は大いに強化され、国内の支持状況は大いに改善されることとなった。しかもその一方で、中国は聯盟やイギリスあるいはアメリカに依存することの無益さを漸く自覚しつつある。国内経済及び金融システムの混乱とそれを再建するための努力——これが日本に向かって中国が現在、親交回復のための政策をとりつつある主たる動機をなしているのである。

日中間の経済協力がもし実現可能とすれば、それはどのような形をとってなされるべきか、このことが当然問題となるうが、その答えはすでに明らかである。日本がなすべき最も可能な方法は、中国がその国民的富源を開発するに必要な資材と技術の提供による援助である。周知の通り中国は南北の全領域にわたつて鉄、油、石炭を豊富に有している。従つて効果的な資本と援助が与えられれば、種々の産業が續々と勃興する可能性は大いにある。……

中国が自身の仕事として自国の金融・貨幣制度の改

革を遂行することに対して、日本がこれに十分な技術援助を与えることもまた必要なことであろう。かつて日本はこの使命を遂行するために阪谷芳郎男爵を派遣した。しかしながらその計画は最終的には棚上げとされた。そして今やこうした幣制やその他の金融システムの改善のみならず、軍事・教育・経済の各方面における技術的援助が中国に与えられようとしている。

中国と日本の経済協力と言えば、すぐに中国への新たな借款供与の問題を連想しがちであるが、資本の供与が常に最良の手段であるわけではない。今日の中国は他の先進国並の高度な金融システムを持つに到っていないし、そうしたシステムの管制を通しての完璧な経済運営を遂行することは出来ないのである。現在においてなお中国はバーター・ステートの段階に止まっており、資本の供与よりも資材の円滑なる給付をより必要としているのである。

従って、中国に対する日本の経済的援助の最良の方法は、中国が必要とする資材を供給することであり、またそのために中国をして日本において相当量のクレジットを確立せしむることである。これは日本の現在

の資本・商品市場の状態から見ても最も適しているものと思われる。端的に言つて少なくとも日本は資本の欠乏、商品の過剰という傾向にあるのであるから、このような過剰商品の輸出は日本にとり有利である。

日本と中国との経済協力を立派にやり遂げるにおいて、相互の必要を供給しあうこと以外に最良の手段はない。そしてその場合のみ相互の国民的必要およびその他の現実的条件に基礎を置いた両国間の共同事業の手筈が整うのである。だが、このために重要なことは実現のための努力を一步また一步と続けることである。換言すれば「急いては事を仕損じる」ということなのである。

時期的に見て、この公森太郎の英字論文が現に進行しつつある中国の幣制改革事業を意識したものであることは明らかである。確かに「中国は聯盟やイギリスあるいはアメリカに依存することの無益さを漸く自覚」云々という表現は、天羽声明や広田外交に見られる日本中心主義と同一の立場に立つかのような印象を一見与えるが、必ずしもそうではなく、あくまで日中両国の関係の改善を強調するにすぎず、そこに日本の政治的優位性あるいは排他的独占の主

張は認められない。

むしろ注目すべき点は、公森太郎の南京政府に対する積極的評価である。公森太郎ははつきりと南京政府を日中経済提携——具体的には、日本からの技術および信用供与での資材提供による中国経済建設と幣制改革事業への積極的協力——のパートナーと位置づけているのである。この点で公森太郎の立場は日本政府や金融界のそれと好対照をなすものであった。事実、日本政府が中国の幣制改革の成功を否定的に評価し、あまつさえその妨害行為をとったことは前述したが、金融界にあつても同様で、中国の幣制改革事業の成功を予測しえたのは公森太郎ただ一人であつたとされている。¹⁷⁾

以上の見通しの上に立つて、一九二〇年代の日中関係の動向を公森太郎の中国在勤中の活動を中心に見ていくことにする。

二 阪谷芳郎幣制顧問招聘問題と

公森太郎の中国派遣

ここではまず公森太郎が十年余の中国勤務のきっかけと

なつた阪谷芳郎の中国幣制顧問招聘問題の顛末を西原借款との関連で述べる。西原借款については山本四郎をはじめ、いくつかの詳細な研究がなされているが、ここでとりあげられる阪谷芳郎の幣制顧問招聘問題については、「阪谷芳郎伝」¹⁸⁾が比較的具体的にふれているのを除けば、大森とく子の研究が西原借款との関連で若干言及しているのみである。²⁰⁾ 通史『日本外交史』²¹⁾もまた西原借款をめぐる勝田主計蔵相と本野一郎外相・林権助公使との対立を、二重外交論批判の立場から記述しているが、その背景にあつた阪谷芳郎の幣制顧問招聘問題、またこの問題をめぐる勝田主計と阪谷芳郎との角逐については論じていないし、大森論文もこの点については立ち入つた分析をしていない。

ところで、本論末尾に参考資料として付した「史談会速記録」の冒頭部分にある中国幣制改革問題をめぐる質疑応答において、公森太郎は勝田主計と阪谷芳郎の間に、中国幣制改革を進めるにあつて金本位制をとるか、銀本位制によるかについて、当初から意見の対立があつたことを述べている。この点に関しては、公森太郎と親交の篤かつた金融家明石照男が後年、公森太郎への追悼文の中で次のような回想を書いている。²²⁾

大正七年かと思う。阪谷芳郎氏が中華民國の顧問になつてゆく時、その隨行の筆頭として北京に行かれる時、東亜の形勢について快談し日華の善隣關係を進めねばならぬと誓われた事を思い出すが、その時偶々阪谷氏對勝田蔵相の感情問題につき忌憚のない内情を打明けられた事も記憶に残つておる。

また、勝田主計自身も「菊の根分け」において、「幣制に關する阪谷男の意見其他に就ては、自分等は大体に於ては其意見を同うして居るが、是が実行の方法に就ては多少意見を異にして居るところもある」と、婉曲的にはあるが両者の間に方針の相違があつたことを認めている。

勝田自身は同書において両者の対立は根本的なものではなかつたとしている。だが、後述するように、この両者の対立は單なる「実行の方法」でも、「感情問題」でもなく、勝田蔵相・寺内首相および西原亀三の進めようとした基本構想にかかわる根本的な対立であつた。そして、阪谷芳郎の幣制顧問招聘計画の実現を阻止したのも、彼ら自身であつたのである。

まず、両者の対立の内容について述べよう。『外務省資料』の中に大正七年（一九一八年）一月九日付の阪谷芳郎から

本野一郎外相に提出した「支那出張ニ付上申」²⁴、および三月一日にまず勝田蔵相との打ち合わせの後、閣議を経て三月五日付で本野外相より阪谷芳郎へ出された訓令がある。この阪谷芳郎の上申書は單なる「出張伺」ではなく、出張目的の説明の形式をとりながら幣制改革の具体的な内容および方法が記載されている。これに對する三月五日付訓令もまた、阪谷芳郎の具体的提案に即して政府方針を逐条的に述べている。

阪谷芳郎の提出した「支那出張ニ付上申」は前文と全二十カ条からなる長文のもので、阪谷芳郎の幣制改革に關する部分だけでも十二条項に及ぶ。以下に、阪谷芳郎の幣制改革の基本構想に關する条項のみを紹介しよう。

第七条 支那幣制改革事業ニ要スル人物ニシテ外国ヨ

リ傭聘ヲ必要トスルモノハ独リ日本人ノミニテ占有スルハ公平ヲ失シ、反テ事業ノ進行ニ意外ノ妨害ヲ生スルヤモ計ラレス候ニ付英、米、仏等ノ人物モ共ニ採用候場合モ可有之ト存候間御含置キアリ度候。

第十一条 貨幣制度ハ金單本位又紙幣ハ統一的兌換銀行券制ヲ最終ノ目的ト致シ可申候。但、右目的ヲ達スルマテノ徑路トシテハ銀貨幣ヲ造リ或ハ政府ニテ

補助紙幣発行等種々ノ手段ヲ要スルコトモ可有之ト存候。而シテナルヘク日本ノ幣制ト一致ヲ保チ、諸外国トノ通商關係ニモ便宜ナル方法ヲ採用可致考ニ候。

第十三条 健全ナル中央銀行ノ設立ハ幣制改革上是非共必要ト存候。而シテ現在ノ中国銀行交通銀行ノ整理方法モ併セテ考究ノ必要アリト存候。

第十四条 印刷局及造幣局ハ健全ノ状態ニ改造ノ必要アリト存候。

第十五条 拙者傭聘ノ上ハ右中央銀行、造幣局、印刷局ノ統轄ハ拙者ノ權限ニ屬スルヲ条件トスルノ考ニ候。

第十六条 幣制改革ハ一般財政ノ整理ト相待テ初メテ成功ヲ見ルヘキハ勿論ニ付、勢ヒ幣制改革ト共ニ財政整理ニ着手ノ必要アリ。而シテ第一ニハ歳入出入ノ統一均衡ヲ計ルコト最モ肝要ニ候。之カ為ニハ数年ニ渉ル計画ヲ定メ、一時ノ不足ハ臨機ノ手段ニヨリ補足ヲ必要トスル場合モ生スヘク候。右ノ場合ニハ日本政府ハ率先シテ財政上ノ援助ヲ与ヘラル、ノ御覚悟必要ニ存候。素ヨリ此援助ニハ将来相当日本ノ

利益ヲ伴ヒ可申ハ当然ニ存候。

第十八条 金貨本位及兌換銀行券ノ実施ニハ外債ヲ募集シテ金ヲ吸収シ或ハ之ヲ海外要地ニ預金シ、又ハ内地ノ銀ヲ引揚ケ之ヲ海外ニ売却シテ金ニ替ユル等ノ如キ種々金融上ノ巧妙ノ運用ヲ必要トスルニ至リ可申、右ノ場合ニハ為替上種々外國銀行利用ノ必要アリ、就中日本ハ此運用ノ為不影影響ヲ蒙ムリ可申候ニ付、日支兩國ノ財政金融上ノ主腦者ノ間ニハ最善ノ親密ト完全ナル意思ノ疎通トヲ必要トスルコト、恰モ倫敦巴里紐育等ノ財政金融上主腦者間ノ關係ニ於ケルカ如クナランコトヲ切望致候。

なお、阪谷芳郎は第六条において「支那政府ニ於テ拙者傭聘ニ決定ノ上ハ一応婦朝復命致度存念ニ候得共、都合ニヨリテハ婦朝ノ時期後レ候ヤモ計ラレス候」と述べ、中国政府との交渉如何によつては直ちに計画を實行に移す意向を政府に申し出ている。阪谷芳郎が中国幣制改革に対して並々ならぬ決意をもつていたことが窺われよう。

この阪谷芳郎の「上申」に対して、本野一郎外相から伝えられた政府訓令では、第七条については「幣制改革ノ事業ニ従事スル人員中ニ外国人ヲ採用スル場合アルヘキコト

「ハ御申出ノ通り」として一応同意している。しかし、阪谷芳郎の「上申」の趣意は列国間の「公平ヲ失」さない点にあつて、政府訓令との微妙な違いがあつた。このことは第十八条にも見られる。政府訓令では「日支両国ノ財政金融上ノ主腦者間ニ親密ト完全ナル意思ノ疎通トヲ得ルコト」に「尽力スヘキ」であるとして阪谷芳郎の意見に同意しているが、しかし阪谷芳郎はその前提として中国の幣制改革が国際金融市場と深く連動する必然性を予測しているのに対して、政府訓令にはそのような認識はなく、「日支關係ヲ……益密接ナラシムル必要」という観点のみが強調されている。この点にもまた阪谷芳郎と政府との認識のズレが認められる。

阪谷芳郎の「上申」と政府訓令との決定的な相違は、阪谷芳郎が具体的実行方法についてふれた第十一条から第十六条にある。まず、第十一条について阪谷芳郎が「目的ヲ達スルマテノ徑路」として銀貨幣の鑄造および補助紙幣の発行という手段を提起したのに対し、政府訓令は前段の部分は「最終ノ目的」として同意したが、その具体的実行方法に関しては「充分ニ攻究ヲ要ス」として同意を与えなかつた。

「健全ナル中央銀行ノ設立」を述べた「上申」第十三条は、第十一条とともに阪谷芳郎の基本構想の中核をなすものである。これに対する政府訓令は、「中央銀行ハ必シモ之カ新設ヲ要セサルヘク、成ルヘク従来ノ機關ヲ改善シテ之ヲ利用スルコト」として全面的に否定した。さらに第十四条・第十五条についても「印刷局及造幣局ハ必要ニ応シ改善」することには同意したが、中央銀行およびこれらの機關を阪谷芳郎が統轄する点については、「当初ヨリ条件ト為スヲ必要トセス」として、阪谷芳郎の意見を退けた。

また、阪谷芳郎が幣制改革が成功をおさめるための必須条件とした中国の「一般財政ノ整理」の同時着手（第十六条）に対しては、政府訓令は「幣制及財政ノ改革ヲ断行スルハ国運ノ發展及福利ノ増進上最善ノ良法タルコトヲ知覚セシムルニ努ムヘキコト」とし、阪谷芳郎が中国財政の改革に直接関与することを禁止した。さらにそれだけに止まらず、政府訓令は、交渉の進捗如何では「帰朝ノ時期後レ候ヤモ計ラレス候」とする阪谷芳郎の要望に対し、「傭聘ノ儀決定ノ上ハ一応帰朝復命アルヘキコト」と命じて、帰朝復命を義務づけたのである。

この政府訓令がどのようにして閣議決定されたのか、そ

の事情を明らかにする資料はないが、これに関連するものとして、『阪谷芳郎伝』に記載された阪谷芳郎自身の次の言葉を引用しておく。⁽²⁶⁾

後日考フルニ本野林両氏ハ頼リニ余ノ支那行ヲ望マレタルモ、勝田氏ハイツモ気乗り薄ク、余カ支那旅行中モ動モスレバ帰朝ヲ望ムノ電報アリ。之ハ西原亀三氏ノ細工ナラント察セラレタリ。

勝田蔵相からの帰国要請の電報は『外務省資料』に残されている。日付は一九一八年四月二十七日のものであり、漢口総領事館気付で阪谷芳郎に送られている。阪谷芳郎が中国政府の招聘で中国視察に向かったのが三月二十四日⁽²⁸⁾であるから、この間わずか一カ月、しかも中国の各地視察の最中のことである。これによって、阪谷芳郎の記述が裏付けられよう。

阪谷芳郎の「上申」と政府訓令は阪谷芳郎と本野外相との間で交わされているが、上記の引用文から考えて、「上申」と政府訓令との大きな隔たりが阪谷芳郎と本野外相の間にあったとは考えられない。むしろ、政府訓令には勝田蔵相の意見が強く反映していると見るのが妥当であろう。事実、前述したように本野外相は政府訓令を阪谷芳郎に手交する

少なくとも三日前に勝田蔵相と打ち合わせている。⁽²⁹⁾あるいはまた、当時西原借款による援段政策を強力に推進していた寺内正毅首相の意向も働いたと考えても不自然ではない。

そもそも、阪谷芳郎の中国幣制改革顧問招聘問題は第二次大隈内閣の末期一九一六年九月に、中国政府が対中国国際借款団（いわゆる旧借款団）に対して一千万ポンドのいわゆる統改革借款を申し込んだことに端を発する。この前貸金一千万円は一九一七年八月二十八日、借款団の了解のもとに借款団日本側代表である横浜正金銀行によって引き受けられた。その後、一九一七年九月十日、中国政府は改めて二千万ポンドの幣制改革借款を借款団に申し入れた。⁽³⁰⁾この間、中国政府財政部長梁啓超は同年三月、王大燮を特使として日本に派遣し、阪谷芳郎の中国財政顧問の招聘を日本政府に申し入れた。⁽³¹⁾なお『阪谷芳郎伝』によれば、その旨が阪谷芳郎本人に伝えられたのは三月十二日となっている。⁽³²⁾

周知のように、いわゆる西原借款Ⅱ援段政策——その最終目的は朝鮮銀行を基幹とした中国市場の円ブロック化にある——は、国際借款団との関係を絶つ必要から、朝鮮銀

行・日本興業銀行・台湾銀行の「特殊銀行団」による経済借款の形態で進められた。

これに対して、阪谷芳郎の基本構想は横浜正金銀行をパイプとして、国際借款団関係国との協同により実現を図ろうとしたものであり、とりわけ、彼の「上申」に示された中央銀行創設を機軸とする幣制改革構想は、国際借款団の関与を必然化するものであった。

従って、阪谷芳郎・本野一郎外相・林権助公使——国際借款団ライン——のめざしたものと、西原借款の基本構想とは本来整合性に欠けるものであり、むしろそれは寺内正毅首相・勝田主計蔵相・西原亀三ラインがめざす中国市場の円ブロック化構想にとつて、重大な障害となる危険性をはらむものであったと言えよう。それゆえ、後者のラインが政府訓令によつて阪谷芳郎の基本構想をほとんど全面否定したばかりでなく、西原亀三に命じて阪谷芳郎の活動を徹底的に妨害させたのである。

阪谷芳郎の中国視察は一九一八年三月二十四日から六月二十五日に帰国するまでの三カ月間にわたつた。この時に筆頭随行員に抜擢されたのが公森太郎であった。最初の一月は北京において中国政府要人との会談に費やされた

が、幣制改革事業に関する実質的な検討は、各地の視察の上行われることになつて³⁵⁾いた。阪谷芳郎は四月二十五日から一カ月余、主として南方方面の視察の後五月二十九日に北京に戻つた。だが、意外にもその前日、即ち五月二十八日付で財政総長曹汝霖から阪谷芳郎を「特任顧問」として備聘する旨、正式申し込みが日本公使館になされて³⁶⁾いた。阪谷芳郎に与えられた政府訓令には「支那政府ニ於テ備聘ノ儀決定ノ上ハ……帰朝復命」する旨の条項があり、従つて曹汝霖からの正式備聘の申し出は阪谷芳郎の帰朝命令と同じ意味をもつた。

『阪谷芳郎伝』によれば、阪谷芳郎は自らの幣制改革実行計画の概要を段祺瑞・曹汝霖らに一方向的に示したのみで、それについての両者の実質的な検討を経ないまま、六月十一日北京を去り、帰朝することとなつたのである。³⁵⁾この間の阪谷芳郎や公森太郎ら一行の動静については本論未添付の「史談会速記録」に詳しく述べられているので、それを参照されたい。

ところで、『西原亀三日記』³⁶⁾によれば「(四月)二十五日……章公使ヲ訪ヒ阪谷顧問ニ関スル勝田蔵相ニ説明スベキ来電ヲ領シ、直ニ勝田蔵相ニ呈交ス」とあり、ついで五月

十八日の項に「寺内首相ヲ訪ヒ曹汝霖氏ヨリ章公使ヲ経テ阪谷男爵ニ関スル電示ニ就キ言上ス」と記している。そしてその四日後の五月二十二日に、西原龜三は北京出張を寺内首相および勝田蔵相から命ぜられた。西原龜三が北京に着いたのは五月二十九日で、その日の項には「直ニ曹汝霖氏ヲ訪ヒ曹氏ヨリ阪谷男爵顧問問題ニ付キ其経過ト今後ノ措置ニ対シ談セラル、処アリ」とあり、この間の事情をよく伝えている。阪谷芳郎が中国政府側と十分な協議を経ないまま帰国せざるを得なかつた背景には、おそらく西原龜三・曹汝霖両者の工作があつたと考えられる。

阪谷芳郎の幣制改革顧問問題が決定的に暗礁に乗り上げたのは、周知のように一九一八年八月十日の曹汝霖財政総長による金券条例制定の一方的宣言によつてである。これが西原借款の当初からの基本構想であつたこと、またこれに対して英・米・仏の駐華各国公使から抗議声明がなされたこと、さらに日本の林公使もこれに同調し、結局、実行に移されないままに終わったこと等の事實は、既に多くの研究が明らかにしているのです、ここでは省略する。金券条例の不成功によつて西原借款は失敗に終わった。

しかし、中国の幣制・財政改革の課題は一九一八年十月

のアメリカによる対中国新国際借款団の提唱とともに新たな局面を迎える。そして、この新局面に対応するために、阪谷芳郎の「先発」としての任務を帯びて、北京日本公使館付海外駐劄大蔵財務官（心得）公森太郎が北京に派遣されるのである。こうして大蔵財務官公森太郎の十余年に及ぶ中国での「外交活動」が開始される。

三 大蔵財務官公森太郎の「外交」活動

——新借款団結成から北伐開始まで——

国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている『阪谷芳郎文書』には、公森太郎から阪谷芳郎に宛てた書翰がおよそ八十余点含まれている。これらのほとんどは、阪谷芳郎の「先発」として中国に派遣された公森太郎の活動報告である。本章および次章ではこの公森太郎書翰を中心に彼の対中国外交について述べる。公森太郎の大蔵財務官（事務官時代を含む）としての対中国外交は満州事変の前年まで続くが、それを二期に分け、ここでは一九一九年から北伐が開始される一九二六年までについて紹介する。

まず、公森太郎が中国に渡つた時期についてであるが、

「阪谷芳郎伝」によれば一九一九年一月となつてゐる。しかし、「史談会速記録」の末尾に添付された公森太郎の履歴、その他各種の自筆による履歴書⁽⁴⁰⁾では、公森太郎が大蔵海外駐割財務官（心得）として北京日本公使館付を命ぜられたのは同年九月十六日となつてゐる。先の公森太郎書翰は一九一九年五月十九日付から始まるが、この書翰の差出し地は広島である⁽⁴¹⁾。だが、書翰中に「北京松岡事務官より別紙陸宗輿辞表の写入手致候趣にて通信致越し候。該辞表中の末尾に幣制顧問に関する件に言及致し居り」云々との文言があり、明らかにこの書翰を出す以前に一度中国に渡つたことを示している。また、同年五月二十五日付書翰では、「小官之支那派遣に付ても何等之御沙汰無之趣、惟ふに政府に於ても対支關係に付て何等策の施す無きに基因するにあらず哉と想像せられ邦家之為如何千万に奉存候⁽⁴²⁾」との不満を阪谷芳郎に漏らしている。以上から考えて、「阪谷芳郎伝」に記載された一月の公森太郎派遣はおそらく非公式になされ、しかもそれ程長期間ではなかつたと考えられる。

公森太郎が政府命令で北京に到着した日時は不明であるが、一九一九年十一月十三日付の北京からの書翰によれば、公森太郎が北京東城喜雀胡同に日本財務官事務所を独立し

て開設したのは同年十一月一日のことである⁽⁴³⁾。以後この日本財務官事務所（後に北京東城史家胡同に移す）を拠点として公森太郎の活動がなされるのである。

初期の公森太郎の活動で特に注目されるのは一九二〇年十月に正式に発足した対中国国際借款団（いわゆる新四国借款団、日・米・英・仏の四カ国で構成）との関係である。先に引用した一九一九年五月十九日付書翰でも「新借款団も巴里に於て成立致したる様子日ならず問題の台頭致すべき儀と楽しみ居り候」と述べ、新借款団の結成を自身の来るべき中国での活動と結びつけて期待を寄せている。文中にある「巴里」云々とは同年五月に開かれた前記四カ国の銀行家代表予備会議のことをさす。この予備会議でアメリカ提唱による新借款団規約案が最終的にまとめられた。この会議には日本側代表として横浜正金銀行の頭取小田切万寿之助が参加していた。公森太郎はこの会議に関連したような情報を同年七月九日付の書翰⁽⁴⁴⁾で阪谷芳郎に知らせている。

実は六月廿六日在巴里葉恭綽氏より北京或筋に打電致居り候。支那財政共同監督之件新聞電報にて承知致し小田切氏巴里に在りてこの計画に参加し夫々取運はれ

居り候事を想像仕候へ共、右共同監督之日本代表として男爵閣下を推選致し居り候が、これは既に閣下之御承諾を得て取運はれつ、あるものなるか、將た四国借款団之各代表か適宜に思ひつき論議しつ、あるものか其の辺多少の疑問を有し居り、其の際御伺も致さず問題の経過を観察致居候次第に御座候。支那側は此の共同監督に対して反対せる様子に見受け申候。若し大勢が共同監督と相成候事なれば、予て閣下之御憂慮被遊候通支那の爲には不利此上なき事、同時に日本之支那に對する勢力も十分には參り申す間敷と愚察仕候。

このいわゆる中国共同管理問題については後で詳しく述べるが、公森太郎が中国赴任前から新借款団の動向について強い関心を有していたことは注目してよい。

周知のように、新借款団の結成をめぐる交渉は、日本の原敬内閣によるいわゆる満蒙除外要求のために大きく遷延した。その決着はアメリカ銀行団代表の J・P・モルガン商会の T・W・ラモントの来日により、翌一九二〇年五月十一日の「梶原・ラモント協定」により日本政府の要求をのむ形でようやく実質的同意に達した。⁽⁴⁵⁾

ところで、T・W・ラモントはこの交渉に先立ち四月末

から五月初めにかけて中国を訪問しているが、公森太郎はラモントの動静を逐一詳細に阪谷芳郎に報告している。例えば、すでにラモントが中国へ来る以前の一九二〇年三月二十一日付書翰で、当時横浜正金銀行と中国政府との間で進行していた五百万ポンド借款前貸金（九百万円）と関連して、「凡ての關係は東京横浜正金本店より印刷物を御高覧に供し候事と拝察仕候。爾來該借款之件は進行せずラモント氏の来燕後に於て進展する事と察し居り候」と述べている。⁽⁴⁶⁾ラモント訪中後も、同年四月十三日付、同十六日付、同二十七日付の三度にわたり阪谷芳郎に書翰を送っている。⁽⁴⁷⁾

公森太郎は新借款団の活動に大いに期待を寄せていた。

このことは、前記「梶原・ラモント協定」締結後の五月二十七日付の阪谷芳郎宛書翰で、新借款団の成立を歓迎した『上海中華新報』の論評を「稍事理ヲ解シタルモノ」としてわざわざ翻訳して報告していることから明らかである。『上海中華新報』は新借款団の成立を以下の三点にわたって評価していた。第一に、「北方政府ノ外債ノ濫借ヲ予防」し、これまでのように外債の濫借によって「内政上ニ幾多ノ罪惡ヲ醸成」することがなくなることを。第二に、

新借款団への日本の参加によって日本の政策が改善され、財政を紊乱させ、軍閥を助長するようなことがなくなる。と。第三に、「各国ガ為シタル近世ノ借款政策……其勢力範圍ヲ拡充セントスル」各国の対中国政策が「従前ニ比較シテ大ニ平和的トナリ愛他的ト」なること、以上である。

しかし、既に拙稿「新四国借款団に関する一考察」で明らかにした通り、こうした論評は極く少数であつて、新借款団は中国国民、とりわけ学生界・新聞界・商界から金融界に至るまでの幅広い反対を受け、その結果ラモントは何等の借款の予備交渉すら出来ずに中国を去らねばならなかつた。従つて公森太郎が期待していた新借款団の活動も、また新借款団を通じて実行しようとした公森太郎の外交活動もこれによって大きな制約を受けることになつたのである。

ところで、一九二〇年から一九二四年までの五年間は、いわゆる北洋軍閥の「軍閥戦争」の相次いだ時期であつた。一九二〇年七月には安徽派と直隸派との安直戦争があり、曹錕・呉佩孚の直隸派が勝利をして、安徽派の段祺瑞・徐樹錚が失脚した。ついで一九二二年四月には直隸派と奉天派との間で第一次奉直戦争があり、張作霖の奉天派が敗北

して張作霖は一旦北京への進出を断念したが、二年後の一九二四年九月には再び第二次奉直戦争が起り、日本軍の工作による直隸派馮玉祥の「クー・デタ」によって奉天派が勝利し、曹錕は失脚して天津で死亡、呉佩孚もまた湖北へ逃亡した。

公森太郎は第一次奉直戦争の際に「却説当方奉直戦争の形勢に付御慰問に接し御厚情之段難有奉深謝候。一昨年も同様の厄に遇ひ候事とて今回は差して心配も致し不申、要するに支那は所謂微温的の乱世に有之、徹底的大破壊は到底現出不可能と存居り候」(一九二二年四月二十八日付書翰)⁽⁴⁸⁾と、打ち続く内乱についてその感想を述べている。だが、こうした中国の政情不安の中にあつて、公森太郎は中国の要人・各国公使との間で地道な外交活動を粘り強く続けた。その活動ぶりを公森太郎は阪谷芳郎に宛てて次のように報告している(一九二〇年四月四日付書翰)⁽⁴⁹⁾。

本年度内交際手当及機密費剰余の見当相付き候為三月中旬頃より計画し、公使館側及支那財界と打合せ、三月三十日を以て大和俱樂部に支那政府財政部、幣制局、煙酒事務署、中国銀行、交通銀行、滙業銀行の課長格以上、及梁士詒以下民間の財政経済界の名士を招き候

処、支那側は財政総長李思浩、幣制局總裁周自齊、梁士詒、王克敏を初めとし銀行側は馮耿光、周作民等を初めとし支那側約三十名、日本側は小幡公使初め各実業会社代表者等約三十二名（犬丸氏も此の席に在り）六十二名の来会を得、歓談尽くる処を知らずといふ有様にて、小幡公使も公森君がこれ丈の名士を集めたとは大成功なりと褒められ候。……

予て閣下より外国人との關係を閉却せざる様の御高論を拝し居り常に念頭にかけて居り候処、公使館山内、徳川両君は小生を外国人との交渉にも用ひ得べくは用ひたい御考と見え、非常に誘導被下候由は先便にも申上候通に候が、公使が交際シーズンに入りたる此頃、外国人のレセプションにも公使館員同様に御招き被下、他の陸海軍の公使館付武官など呼ばれぬ席にも小生は引き出され居り、次第に外人付き合ひも馴れて参り候。殊に三月廿九日の夜は予て親交ある米国公使館二等書記官スペンサー氏を初め、英国の代理公使ランプソン氏、書記官ロース氏、アサートン氏等四君を小宅に招き正式ならざる小宴を催し候。日本料理にて純日本式にてやり候。山内、徳川両君及正金支店副支配人田辺

治一郎氏は陪賓として来会、これまた談笑湧くが如く（ロース、アサートンの両氏は差支にて辞席）親交を増す事数倍に御座候ひき。かゝる機会を以て交際を重ね候以後は、用事の有無に拘はらず先方を訪問し、何かの手かゞりを得る様努め居り候。

この間の公森太郎の活動で主だったものを挙げれば、次の四点があげられる。第一は、いち早く革命後のソビエト・ロシアとの通商關係の回復に尽力したこと、第二に、ワシントン會議にもとづく山東問題細目解決に現地日本側責任者として当たったこと、第三に、いわゆる臨城事件に際し、列国による中国の共同管理に反対したこと、第四に、第二次奉直戰爭後に成立した段祺瑞政権から財政顧問の招聘を受けたこと、以上であろう。

まず第一の日露經濟交渉から述べよう。周知のように日本とソビエト・ロシアとの国交樹立のための交渉はソビエト・ロシアからの提議によつて一九二二年の大連會議、一九二二年の長春會議がもたれたが、日本側の否定的態度により決裂に終わった。交渉が本格化するのには日本軍が沿海州から撤兵後の一九二三年の後藤新平・ヨッフエ會談、および川上俊彦・ヨッフエ會談からである。

ところで、阪谷芳郎に宛てた一九二一年七月十九日付の書翰⁽⁵¹⁾で公森太郎は「前米公使クレイン氏西比利亞經由帰国之事新聞紙上にて御覧に相成、小官予て志望の欧米行西比利亞經由にて実行すべき機会の接近せるにあらざるかとの御暗示を頂き難有奉感銘仕候」と述べている。公森太郎がアメリカの動向に注目しながら既にこの時点でシベリア横断計画を企図していたことは注目される。公森太郎はさらに同年八月二日付の書翰で「此の際に方りて危険を冒しても露国に入り奮に鋭利なる觀察を遂ぐるに止まらず、進みて新露国と外交上又は経済上何等かの關聯を作るの企ては我國として最も緊要なる計画にあらざりと存せられ候」と述べている。これによって公森太郎が早くからソビエト・ロシアとの通商關係の回復を重視していたことがわかる。

大連會議が開かれると、公森太郎は財務官事務所の書記小池政美を現地に派遣し独自に情報収集に努めた。また、その内容如何では「機会を逸せず兎に角チタ位迄入り込み度決心致居候」と述べ、その並々ならぬ熱意の程を示している。だが、その後ワシントン會議の決議にもとづく山東問題の日本側交渉代表に命じられたため、北京から離れることが出来なくなり、この間に前述の川上俊彦が公森太郎

に代わって一九二二年末にソビエト・ロシアに渡り、後藤新平・ヨッフフェ會議の予備交渉を行った。その結果、公森太郎はこの交渉に従事する機会を逸した。

第二の山東問題交渉について。公森太郎が山東懸案解決の細目協定委員随員に命じられたのは一九二二年六月十三日である。当初、公森太郎は「山東問題細目協定會議も約三ヶ月の予定に御座候」と比較的樂觀視していたが、交渉は意外に難航し、基本的な合意が成立したのが翌一九二三年四月末、その他青島塩輸出問題等の残務処理の交渉はさらに遅れ、一九二四年の初めに至ってようやく解決の運びとなった。この間、公森太郎は中国側およびイギリス政府派遣の総稅務司アグレン等との間で実務的な折衝を繰り返したが、この経過については省略する。

次に第三の臨城事件について述べる。臨城事件については筆者もかつて紹介し、またその後、馬場明の詳細な研究がなされているので、ここでは事件そのものについては概述するに止め、この事件への公森太郎の対応と日本軍部との関連について言及する。臨城事件は一九二三年五月六日に発生した。津浦鐵道が孫美瑤の率いる「土匪」集団によって襲撃されイギリス人一名が射殺され、二〇名近い外国人

が拉致されたという事件である。事件そのものは約一カ月後に解決したが、イギリス政府はこの事件を重視し、その解決条件として「鉄道警備案」を中国政府当局に要求した。この要求は中国の鉄道の安全・鉄道財産の保護・鉄道行政の援助を図るために外国軍隊を各鉄道に配備するというものであった。いわゆる「鉄道共管」である。⁽⁶²⁾

この事件に対して公森太郎は同年六月一日付の書翰⁽⁶³⁾で次のように自己の意見を阪谷芳郎に告げている。

却説当方面臨城駅の樁事以来の経緯、既に新聞紙上に御承知之御事と奉拝察候。就ては此際に於ける吾人の注意に付き、難有き御教示に預り辱く感謝奉り候。該事件発生後の各国の態度に付きては細心の注意を以て觀察致居り候。公使館内部に於ても我國の態度に付き議論百出の状況に有之、結局本省の訓示に基き只今の如き所謂追隨的の態度に相成居り候も、小官等の考としては日本人に被害者無かりしとして日本が冷淡の態度を持するは極めて不得策にて、寧ろ十分他の外国人及び被害支那人に対して同情を表し、自らイニシヤチープ迄とは行かすとも他列国と同程度の熱心を以て之が善後策を講し、同時にこれをきつかけに愈々支那

の改革に一步を進むるの態度に出づる事望まじき次第に候。只列国と少しく異なる点は列国は列国より進んで或は鉄道共管、財政共管等を唱道せんとするに對し、我は先づ支那の有力者又は憂國の士を説いて自ら改革を行ふの決心をなさしめ、列国は之に對して満空の誠意を以て之を援助するの態度に出でしむる様仕向くるを良策と信する次第に御座候。小官は此の説を以て公使館員及陸海軍武官又は民間の日本人等に説き居り候へども、未だ更に此の意味に於ての運動は毫も行はれ居り不申候。

前述したように、公森太郎は一貫して列国による中国の共同管理には反対の立場をとっていた。この事件に際しても日本が列国と協同して問題の改善に努めるべきであるとしつつ、「我は先づ支那の有力者又は憂國の士を説いて自ら改革を行ふの決心をなさしめ」、列国はそれに対して協力・援助するのが「良策」とした。公森太郎と現地軍部との関係は深く、例えば、この翌年のことであるが、陸軍が軍用米の調達に困った時、天津の軍司令官が公森太郎に中國側要人との交渉を依頼し、実現させるなどしている（本文末「史談会速記録」参照⁽⁶⁴⁾）。この事件に対して日本軍部

がとつた態度は、一、この事件は山東督軍田中玉に解決させること、二、列国出兵に対しては同意しないこと、三、「要スルニ支那政府ヲシテ事件ヲ解決」せしむること、というものであった。この指示は同じ公使館付武官林弥三吉から出されたものである。この指示の内容は前述の公森太郎の意見と基本的に合致している。公森太郎の書翰からは確証は見いだせないが、「史談会速記録」には両者の親密な関係が語られており、公森太郎と林弥三吉の間で何らかの協議がなされた可能性は高い。

第四の、中国政府からの公森太郎への財政顧問招聘について簡単に触れておこう。この招聘は第二次奉直戦争前の一九二四年三月二十一日、当時の財政総長で、公森太郎と親交の篤かった王克敏から申し込まれた。即ち、公森太郎を「名譽財政顧問」として招聘し、「日本政府及日本資本家ト聯絡ノ楔子トシテ尽力」を求めてきたものである。⁽⁶⁵⁾正式な申し込みは同年七月十七日付を以てなされた。公森太郎はこの正式申し込みを待って、日本の大蔵省理財局長に伝えた。同年十月一日付で本省から帰国の命令を受けた公森太郎は、本国に戻り蔵相浜口雄幸と面会、復命した後、政府の訓令を待った。⁽⁶⁶⁾

この間、中国では九月に第二次奉直戦争が始まり、十月末には前述したように直隸派が敗北し、段祺瑞が再び政権に戻った。こうした状況の変化のため、公森太郎に対する政府からの訓令は大幅に遅れた。結局、本省からはこの招聘問題については何等の訓令もなく、それとは別に、公森太郎が以前から希望していた欧米各国への出張命令が出された。⁽⁶⁷⁾公森太郎は年末には再び北京へ戻り、翌一九二五年一月六日、段祺瑞の側近であり大理院長の姚震と面会した。そこで公森太郎は欧米出張の命を受け、近日中に出発する旨を告げて、その上で「若し貴国か……真面目に改革に着手せらる、様ならば、大蔵大臣に上申し出発の延期を請ふも可なれども、不誠意ならば予定の通り出発する積なり」と述べた。⁽⁶⁸⁾しかし、これに対する中国政府からの返答はなかった。こうして公森太郎への財政顧問招聘問題は立ち消えとなったが、ここで重要なのは、この事件を通じて公森太郎が北方勢力に対する抜きがたい不信を抱いた点である。このことは後述する欧米視察後の北京特別関稅會議に対する公森太郎の冷やかな対応となって表れる。

公森太郎が欧米へ出発したのは一九二五年四月十五日である。⁽⁶⁹⁾五月初めにまずアメリカに渡り、約一カ月間米国銀

行団代表のラモントや、その他中国に関係する金融家達との交流を深め、六月十九日にはイギリスに赴き、ロンドンに約一カ月半滞在した。この間、香上銀行や英国大蔵省の主要な人物達と再三会見して中国問題を論じた。八月十五日にはフランスへ渡ったが、この間に日本の本省から北京での関税特別会議の派遣員内定（正式には十月八日発令）の通知がなされた。そのため公森太郎は視察旅行の予定を変更し、九月二十五日にパリを離れ、念願であったシベリア經由で帰国の途についた。¹⁷¹

北京関税特別会議は一九二五年十月二十六日から始まり、翌年の四月十日に会議を主催した段祺瑞の失脚によって頓挫し、同年七月初めに、何等の正式条約も締結することなく無期休会となった。この会議についても既に多くの研究がなされているので、詳しくはそれらに譲る。ここでは、最後に北京関税特別会議に対する公森太郎の評価についてのみ紹介する。会議開催一カ月後の十一月十五日付の阪谷芳郎宛書翰¹⁷²で、公森太郎は日本全権・佐分利貞男局長らの交渉振りを批判して、次のように述べている。

開会の劈頭第一に日本全権が支那の悦び相なる御馳走のメニューをサラケ出し、支那の甘心を買うと同時に

列国をして眉をひそめしめたるは、其の行き方の如何にも全般の場面と調和の取れざる憾有之、恰も三番隻の幕に早や十段目を遣りたる心地致し遺憾に存候。是等ステートメントに参加する者は全権両氏、佐分利局長、堀参事官、重光書記官位に止まり、専門委員たる小官の如きは勿論小田切老の如きも全然列外に在る次第にて内部の意見を十分聴取せらる、様子に無之……。

このように述べた上で、公森太郎は「今回の会議は日本側に於て大した成功は得られ不申と悲観致居り候」と見通し、その理由を八点に分けて分析している。その主な内容は以下の通りである。

一、日本全権の首脳部が着燕以来王正廷、黄郛、梁士詒氏等と内密来往し、彼等の口車に大分乗せられ彼等を誠意ある者として信じ、彼等の才先キ棒に遣われ八百長でもやつて居る様に内外人に見ゆる事。

二、英、米、仏等の列国側とは余り内協調する事無く、日支両国が提携すれば其の力で甘く行けるものとの謬想を抱き居るにあらざるかと思はる、節ある事。

三、支那側の申出を軽信するの余り、日本側内部随員

等の苦言が余り耳に入らざるかの感ある事。

六、日本が支那に同情するも日本産業の發達を全然犧牲にする能はざる意味を、十分支那及列國に諒解せしめ日本の立場を嚴肅に力強く声明し置かず、僅かに片鱗位を示し忘却せられ勝ちとなる虞ある事。

さらに、會議がすでに行き詰まりを見せていた一九二六年三月十日、公森太郎はまた阪谷芳郎への書翰⁷⁰で、「当方關稅會議の狀況筆にするだに不快に御座候。……佐分利氏の一時帰朝は即ち引きづられ外交の事實の承認を求められたる位に過ぎずして、更々日本として有利に展開すべき方途を講せられたる跡無之遺憾千万に御座候」と述べている。

そして、同書翰において、「此の會議は中止して更に他日に譲るを良策とせずやと愚考致候」と、早くも會議の早期中止を阪谷芳郎に訴えている。なお、「外務省資料」によれば、幣原喜重郎外相が北京關稅會議日本代表に対して會議の中止をほのめかすのは、一九二六年五月十八日付の訓令からである。そして、五月三十一日付で幣原外相は會議の早期中止の訓令を日本代表に送った。⁷¹

四 北伐期における長江流域利權回收交渉

——南潯鐵道國有化問題と滿州事變との關連——

北伐期における利權回收交渉については、本文末の「史談會速記録」にはやや詳しく触れられているが、『阪谷芳郎文書』の公森太郎書翰はこの期間のものとしては残念ながらわずかに四通のみしかない。幸い、外交史料館所蔵の「南潯鐵道關係一件」と題する綴りの中に、公森太郎が南潯鐵道の交渉に關与した経緯に關する相当量の資料が含まれている。本章では公森太郎の書翰を上記資料で補い、長江流域の日本の有する利權のうち最も重要な南潯鐵道問題にほって論述する。

まず、公森太郎が一九二七年九月二十一日に阪谷芳郎に送った書翰の一部を紹介することから始めよう。

伝芳孫氏少し焦り候為南京占領一敗地にまみれ、またすごとく北京に上り候。……

実に支那の變転は朝に夕を測られざる事に候。滿洲に於ける排日は余り日本政府の鳴り物が入り過ぎ候為かと存候。やはり不言実行かよろしく、宣伝ばかり遣りても對国内關係は別として對外關係に在ては不利かと

存候。先々日本は何れの内閣が更はりても十年來の袖
手傍觀のたゝりは免れ難くと存候。滿洲丈はと国民全

部が安心せし、それが彼の通り滿洲丈でも維持せん
せはその外廓たる支那本土の事を冷淡にして居りては

到底出来ぬ相談に御座候。総てが姑息で間に合せの日
本の遣り口は日本国民たる一員としても不満足に御座
候。

ここで伝芳孫とあるのは言うまでもなく孫伝芳のこと
である。孫伝芳は北伐開始以前、一九二五年十月浙江・福建・
江蘇・安徽・江西の五省連軍を組織し、北洋軍閥の最大勢
力の領袖の一人としての地位にあつた。国民革命軍が一九
二六年九月に湖南省から江西省へと北伐を進行させたのに
對抗して、江西省南昌・九江でそれを阻止しようとして激
戦の末敗北し、北京の張作霖のもとに走つた。南潯鐵道が
国民革命軍の手に落ちたのはこの時である。孫伝芳はその
後も一九二七年八月に南京占領を企てて再び敗北している
が、この書翰はその直後に書かれたものである。

この書翰で特に注目したいのは、公森太郎が「滿洲丈で
も維持せん」とはその外廓たる支那本土の事を冷淡にして
居りては到底出来ぬ相談に御座候」と述べている点である。

こうした彼の認識は、翌一九二八年七月三十日付の書翰⁷⁶で
も以下のように繰り返されている。

此頃の如き遣り口にては東三省丈の權益丈にても容易
に確保し難かるべく、支那全土を目的として進まされ
ば山東、東三省の我が利益も守り難かるべきかと存候。
もつと大きな外交こそ望ましき極みに御座候。

これは明らかに山東・東三省を重視し、逆に長江流域の
重要性を認識しない当時の田中義一内閣の外交方針に対す
る批判である。公森太郎はさらに大蔵省に対し是非南京又
は上海に財務官事務所を設置することの必要を上申してい
るが、「經費云々に藉口し更々本省に於て御詮議も進行せ
ず」と、自らの提案をなかなか承認しない大蔵省に対して
業を煮やしている。つまり、この時点での公森太郎の関心
は北京よりもはるかに強く南京・上海方面に注がれていた
と言えよう。

それでは次に、公森太郎が直接交渉に当たつた南潯鐵道
の利権交渉の経過とその背景について述べよう。

南潯鐵道は江西省の省都南昌と長江南岸に面する港灣都
市九江（潯）は九江の旧称、一八五八年の天津条約で開
港場となつた）を結ぶ全長わずか一二八キロメートルの鉄

道である。この鉄道が長江流域に日本が有する唯一の利権鉄道であったことは、これまでに発表した南潯鉄道に関する筆者の数編の論文⁽⁷⁸⁾で紹介してあるのでここで詳述することとはしないが、この鉄道ほど中国の近現代史の渦中にある希有な運命を辿ったものを筆者は他に知らない。

南潯鉄道は清朝末期に張之洞によって中国中南部縦断鉄道の一環として構想された。日本興業銀行が最初に出資し、次いで東亜興業株式会社が総額七五〇万円を中国側の半官半民公司である南潯鉄道公司に投資して一九一五年に竣工された。だが、早くもこの年、辛亥革命のいわゆる「第三革命」で李烈鈞の張勳討伐戦争の影響を受けて破壊されている。この破壊は小規模であったので、南潯鉄道は翌年には営業を開始することが出来た。その後日本政府は本来の目的である福建省福州までの路線延長を計画したが、江西省における五四運動によってその計画は挫折した⁽⁷⁹⁾。

やがて北伐が開始されると、前述した孫伝芳の敗北によって南潯鉄道は国民革命軍が接収した。その後、一九二九年初めに南京政府の直接管理下に置かれ、一九三〇年から一九三四年、五次におよぶいわゆる「共匪掃討」作戦の事実上の軍用線に利用された。日中戦争全面化後の一九三

九年、日本軍の南昌侵攻作戦に際して鉄道は全面的に破壊された。さらに太平洋戦争終結後の国共内乱期には修復と破壊とが繰り返されたが、革命後は上海と南昌を結ぶ浙贛線の一部として向九鉄道と呼ばれた。現在では、内陸部の経済開発を促進するために、一九九六年に開通した新しい大陸縦断鉄道である北京・深圳（香港返還後は九竜半島まで延長）間の京九鉄道の一区間として利用されている⁽⁸⁰⁾。

本章で取り上げるのは、このうち上記の国民革命軍による南潯鉄道接管期における日本と南京政府との交渉についてであるが、まず、北伐期の国民革命軍による南潯鉄道の軍事占領から南京政府による国有化までの経緯を簡単に見ておこう。

一九二六年八月二十二日、孫伝芳の五省連軍が江西省に出兵した後、約一カ月半にわたって国民革命軍との戦闘が繰り返されたが、国民革命軍は徐々に孫伝芳軍を追いつめ、同年九月中旬から十月初めにかけて国民革命軍が南潯鉄道を掌握した⁽⁸¹⁾。同年十一月十日、孫伝芳軍を潰走させた国民革命軍は「南軍総司令交通署長」温建剛を派遣して南潯鉄道を軍政下に置いた。在九江日本領事大和久義郎はその翌日幣原外相へこの旨を通報し、近日蒋介石が九江に到

着するとの情報を伝えている。⁽⁸²⁾

温建剛による南潯鐵道管理は一九二六年十二月末まで続き、その後、虞愚、魏爾聖と鐵道管理委員は代わる。⁽⁸³⁾ 一九二七年の蔣介石のいわゆる「四・一二クーデタ」によって国民党が分裂するが、江西地方は国民党左派・共產派の勢力下であり、同年五月九日、武漢の国民政府が交通部の詹文忠を南潯鐵道の「鐵路管理委員會」の主席委員として派遣して南潯鐵道を武漢政府の管理下に置いた。⁽⁸⁴⁾ だが、この年の八月一日、有名な「南昌起義」によって、共產派が武装蜂起して失敗し、井岡山に革命根據地を移すと、国民党右派が南昌政府の実権を握った。一九二七年十二月一日、南京政府は陳隆恪交通部長を南昌に派遣して南潯鐵路管理局長に任命し、⁽⁸⁵⁾ こうして南潯鐵道は蔣介石・南京政府が支配するところとなった。

日本ではこの間一九二七年四月二十日に田中義一内閣が成立し、田中義一首相が外相を兼務した。そして、五月二十八日には第一次山東出兵を執行し、また六月末には東方會議を開催するなど、いわゆる「強硬外交」を展開していた。南潯鐵道国有化の動きが在九江大和久領事から田中義一外相に伝えられたのは一九二八年三月初めである。⁽⁸⁶⁾ 同年

二月二十七日に江西省民政庁長楊廣笙（当時省政府主席は朱培德）との会見で、大和久領事は楊廣笙から、一、南潯鐵道を国民党綱領にもとづいて国有とする、二、そのための負債整理を検討している、との内話を得、それを直ちに田中外相へ報告している。南潯鐵道を国有とする南京政府の正式決定は、同年八月十六日の交通會議においてなされ、同九月一日にはその決定の実行準備のため実力者の熊式輝が江西省政府委員として派遣された。⁽⁸⁷⁾ 熊式輝は蔣介石が一九二七年八月に下野して日本へ渡った際に随行し、それ以来蔣介石の深い信頼を得た人物である。

一九二八年十二月十八日、東亜興業株式会社の内田勝司から外務省有田一郎亞細亞局長宛に南潯鐵道国有化について、以下の詳細な情報が伝えられた。⁽⁸⁸⁾

国民政府ハ五院制実施ニ際シ鐵道部ヲ新設シ、従来交通部路政司ノ管掌セル鐵道事務一切ヲ同部ニ移管シ、部長ニ孫科ヲ任命シタリシカ、是レ鐵道国有ノ実行ヲ計ラントスルモノナリ。

而シテ右ニ関シ江西省政府委員建設廠長周貫虹ハ十一月二十二日ノ江西省務會議ニ、南潯鐵道ハ今後省ノ負責ヲ免レシメ、鐵道部ノ直轄ニ帰セシメンコトヲ提議

シ、該案ハ同委員会ヲ通過シ、コノ旨鐵路管理局ニ訓令アリタリ。

そしてこの国民政府の訓令にもとづいて、翌一九二九年一月十二日付の国民政府令が発令され、南潯鉄道はここに南京国民政府の国有鉄道となつたのである。⁽⁸⁾

以上が北伐軍による南潯鉄道占領に始まり、南京国民政府の国有鉄道となるまでの経過である。本論末尾の「史談會速記録」にも記されているように、常に外交交渉の「裏方」に徹してきた公森太郎が日本政府側代表として唯一外交の表舞台に立つたのが、この南潯鉄道国有化をめぐる日中兩國間の交渉であつた。一九二八年五月十九日付の阪谷芳郎宛書翰で公森太郎は、この交渉にかける決意を次のように述べている。⁽⁹⁾

濟南事件以來事態重大と相成、將來の方途如何憂慮に不堪候。小生事は五月六日北京出發、南潯鉄道問題再抗議の爲南方へ参り居り、五月十二日上海着、……南京政府当路者と正式交渉を開始する事と相成居り候。濟南事件の支那側の逆宣伝は著しく南方人士の対日感情を悪化せしめ、自然交渉上頗る不利なるは勿論、或は暴行等の懸念も全然無きにあらざるも、一旦引き受

けたる交渉なれば細心の注意を払ひつゝ、南京、九江、南昌等の各地に到り、大藏省所期の交渉を遂ぐる積に御座候。万一不測の事態發生せばそれも運命と覚悟致すより外無之候。又交渉事項も恐らく今日の情勢より察すれば十分の成果を得る事覺束無き事と存候。その節は潔きよく掛冠致し、理解無き官途を去り、自己の力を以て將來の対支事業に従事する事に決心致し居り候。

公森太郎による南京政府との交渉は三度に及んでいる。第一回交渉は一九二八年二月二十日および二十一日の二日間、南昌において行われた。⁽¹⁰⁾この時点ではまだ南潯鉄道の国有化問題は發生していなかつた。従つてこの時に田中外相から大和久領事を通じて公森太郎に与えられた訓令は、一、南潯鉄道に対する南京政府側の管理組織を撤廃させ、南潯鉄道公司自身の経営を復活させること、二、同公司への元利償還のための保息の支払を江西省に義務づけた一九二二年の追加借款条件の完全な実行、の二点であつた。⁽¹¹⁾交渉の結果は第一点については、戦時期の臨時措置であること、第二点は、出来るだけ実現に努力するとの確認で終わつて⁽¹²⁾いる。

だが、前述したようにこの直後、江西省民政庁長楊慶笙から将来の問題として南潯鐵道の国有化計畫が内話の形で大和久領事に伝えられたため、同一九二八年五月、公森太郎の第二回目の交渉がもたれることになる。先に引用した公森太郎の書翰はこの時に出されたものである。第二回目の交渉は同五月十三日の上海における交渉から始まり、南京・九江での交渉を経て、最後に同月二十七日、二十八日の二日間に及ぶ廬山での交渉で終わっている。この交渉の経過は「史談会速記録」に具体的に記されているので、ここでは省略する。この交渉に当たって公森太郎に与えられた政府訓令は、大蔵次官黒田英雄によって原案が作成された。その内容は、一、民政庁長内示の国有化を承認しないこと、二、今後の経営は南潯鐵道会社が当たること、三、日本人顧問の権限強化（拒否権の付与）、四、江西省政府による保息支払の励行、以上である。⁽⁹⁵⁾この交渉では南京政府および江西省政府が柔軟な姿勢で臨み、ほぼ日本側の要求をのんで決着した。⁽⁹⁶⁾交渉が成功した背景に済南への日本軍出兵が微妙に影響したことは、「史談会速記録」に見られる通りである。

公森太郎を代表とする第三回目の交渉は、一九二九年一

月の南京政府による一方的な南潯鐵道国有化宣言の後にもたれた。公森太郎による交渉の詳細な「顧末報告書」によれば、交渉は五月三日から五月八日にわたって南京の国民政府鐵道部において行われた。⁽⁹⁷⁾この交渉で注目されるのは、日本政府の方針（公森太郎への訓令）が第一・第二回の訓令と比べて決定的な転換を遂げていることである。この転換は単に南潯鐵道国有化問題に止まらず、日本の対中国政策、とりわけ南京政府に対する方針にかかわる問題をはらんでいる。長文にわたるが、ここにその政府訓令の全文を紹介する。

南潯鐵道接管問題ニ関スル対策

大蔵省預金部

大正十五年秋、支那国民政府ハ南潯鐵道ニ対シ接管ノ端ヲ開キ、後国民政府及江西省政府ハ該鐵道ノ管理ヲ実行スルニ至リタルニ依リ、我方ハ昨年来抗議ヲ重ね其ノ不法不当ノ措置ヲ阻止スルニ努メタル処、支那側ハ右管理ハ戦時ノ際一時ノ便法ニシテ、我邦ノ權利ヲ尊重スルハ勿論、将来ニ関スル具体的方策ニ付テハ、豫メ案ヲ具シテ本邦側ト協議スヘキ旨ヲ言明シ、尚江

西省政府ハ昨年五月以來約半歳ニ亘リ、該鐵路公司ニ對シ路股保息ヲ交付シ、公司ハ之ニ依リ借款利子ノ一部ヲ支払ヒ來リタリ。然ルニ、省政府ハ本年一月該鐵道ヲ國民政府ノ管理ニ移スト同時ニ、該公司ニ對スル路股保息ノ交付ヲ絶チ、之カ為公司ハ東亞ニ對スル利払殆ント不能ニ陥リタルニ付、我方トシテハ此ノ際、速ニ之カ對策ヲ講セサルヘカラサルニ至リタリ。

而シテ、從來主張シタル接管反對ノ根本方針ニ付考察スルニ、該鐵道ノ現状ニ於テハ無力ナル民營ニ復帰セシムルモ、債權回収ノ至難ナルコト明カナルノミナラス、他方、國民政府ノ基礎モ漸次確立スルニ至リタル事態ニ鑑ミ、此際、左記ノ方針ヲ以テ支那側ト折衝スルヲ適當ト認ム。

- (一) 從來ノ路股保息ニ代ヘテ、少クトモ月額三萬元ヲ鐵道部ノ責任ヲ以テ利払資金トシテ公司ニ交付セシムルコト（実行方法トシテハ、鐵道部ニ命令ヲ以テ、江西省政府ヨリ直接該資金ヲ公司ニ交付セシムルヲ可トスヘシ）。

尚前項受諾ノ条件トシテ、臨時辦法トシテ接管承認ヲ申出タルトキハ、經司ノ上當方態度ヲ決定ス

ルコト。

- (二) 省有又ハ国有ノ如キ根本問題ニ觸ルルコトハ之ヲ避クヘキモ、支那側ヨリ強テ提案シ來リタル場合ニ於テハ、左ノ条件ヲ以テスルニアラサレハ之ニ同意セサルコト。

(イ) 借款元利全額ヲ承認スルコト。

(ロ) 右金額ハ即時現金ヲ以テ支払フカ、然ラサレハ確定財源ヲ担保トセル公債ヲ以テ支払フコト。

- (三) 國民政府管理下ニ於テ借款条件ノ變更其他ノ要求ヲ提議シ來リタル場合ニ於テハ、左ノ通り応酬スルコト。

(イ) 債權額問題

債權額ノ切下ニハ絶対ニ応セサルモ、辦済方法トシテ、現存債權額一千三百萬圓ノ内、現金ヲ交付セシ約九百萬圓（此ノ金額ニ付テハ尚精算ヲ要ス）ニ對スル分ノ元利ハ之ヲ償還シ、延滞利息ヲ元本ニ振替ヘタル分、及延滞利息ハ之ヲ留保シテ利息ヲ附セサルコトヲ提案シタル場合ニハ、相當考慮ノ外ナカルヘキコト。

(ロ) 延長線建設資金統借問題

現鉄道ハ短距離ナル為収支相償ハサルヲ以テ、延長線布設ニ依リ増収ヲ図ラン為、其ノ建設資金続借ヲ求メ、我方之レニ応セサルトキハ、第三国ヨリ借款セント提案シ来タリタル場合ニ於テハ、我方自ラ続借ニ応スヘキ意思ナキヲ以テ、第三国力融通シタル場合、本邦借款ノ優先順位ヲ変更セサルヲ条件トシテ、契約第八条ノ資金供給ノ優先権ヲ放棄スルヲ妨ケサルコト。

(ハ) 契約上ノ条件問題

顧問ノ聘傭、代理経営権等契約上ノ重要事項ノ変更ヲ提案シ来リタル場合ニ於テハ、臨時辦法時代之レヲ考慮スヘキ問題ニアラストシテ拒絶スルコト。

「南潯鉄道接管問題ニ関スル対策」と題されたこの政府訓令原案は一九二九年四月二十三日に大蔵省預金部において作成され、大蔵次官黒田英雄から外務次官吉田茂に手渡された。その際、黒田次官は、外務省の同意が得られればこれを公森太郎に「対策実行方」訓電するよう依頼している。⁽⁹⁾これに対して外務省からは「本信附屬書対策通り關係領事ニ訓令シタ」旨、大蔵省預金部へ通知した。⁽¹⁰⁾また、公

森太郎と南京政府交通部との交渉が行われた五月八日の翌日、在南京岡本一策領事等に対し、田中外相から「支那側トノ交渉方針ニツイテハ大蔵省側ト協議ノ結果別紙ノ方針ニ依ルコトトシタルニ付……然ルヘク同財務官ノ交渉ヲ援助セラレタシ」との訓令が出されている。⁽¹¹⁾以上から見て、上記訓令が大蔵省・外務省および田中首相の合意にもとづくものであることは明らかであろう。

この訓令の内容は次の二点において、それまでの二度の交渉における日本政府の方針と決定的に相違している。第一は、これまでの南潯鉄道公司による同鉄道の経営という基本方針を放棄し、それを南京政府に委ねることを条件付きで承認したことである。これと関連して重要なのは、南潯鉄道の国有化について、日本側から「触ルコトハ」避けるべきとしながらも、「支那側ヨリ強イテ提案シ来タル場合」の対応として条件付きで同意することを想定している点である。

第二に注目すべきは、上記訓令の具体的方針のうち(三)の(ロ)の部分、即ち延長線建設資金の続借問題についてである。日本政府は南潯鉄道を将来の中国中南部縦貫鉄道の一部として、その延長実現を一九一〇年代以来、一貫し

て企図してきた。この訓令において初めて日本政府は、これも条件付きながら日本以外の「第三国」からの建設資金導入を認めた。つまりこれは、日本政府が中国中南部縦貫鉄道の建設計画——それは湖南省・江西省・福建省等の大陸中南部の経済開発計画を必然的にもなうものである——を独占的なものから、「第三国」との共同事業とすることへと方針転換したことを意味する。

以上のことは、とりもなおさず田中義一内閣が事実上、蔣介石・南京国民政府を承認したことに他ならない。田中義一内閣が中国国民政府を正式に承認したのは、田中内閣が総辞職するちょうど一カ月前の一九二九年六月三日のことであるが、その決定は既にこの訓令の段階で実質的になされていたのである。

以下、公森太郎による第三回交渉の結果を述べ、最後に南潯鉄道国有化問題と満州事変との関連に言及して本章を終わることにした。

日本側がこれまでに変わって上記のような柔軟な方針に転じたため、南京政府との交渉は極めて順調に進んだ。公森太郎を日本側代表とする南京政府交通部との正式交渉は、同年五月八日だけで、会見時間もわずか一時間余りで

あつた。既に東亜興業株式会社支配人内田勝司がこれに先だつて五月二日に南京政府鉄道部総務司長との間で、新方針をもとにした予備交渉で両者が細目にわたつて合意していたためである。五月四日、六日の両日、上海総領事館において公森太郎と内田勝司、それに重光葵総領事は内田支配人と南京政府との予備交渉の内容を確認し合っている。その結果、南京での交渉はそれを正式に確認するための極く形式的なもので十分と判断された。重光葵総領事は「日支両国間ノ諸案件漸次解決シテ暗雲ヲ一掃シ……既ニ大体所期ノ目的ヲ達セラレタルハ喜フヘキ処ナリ」と、内田支配人の予備交渉を評価した。

ところで、五月八日の正式交渉において注目されるのは、南潯鉄道に関する議題が終つた後、中国側代表の陳総務司長から次のような発言がなされたことである。

鉄道部トシテハ全鉄道ヲ管理スレハ約五億六千万元ノ借款償還ノ責任ヲ負ハサルヘカラサルモ、政府ハ運賃ヲ自由ニ決定シ得ルト、又軍事協款(軍事費負担)ノ支出毎月京漢線百二十萬元、京綏線二十萬元京奉線三十萬元ノ負担ヲ廃シ、尚軍事輸送費年額千五百萬元ヲ正当ニ収入スレハ年額約三千五百萬元ノ余裕ヲ生シ、

十五ヶ年ニテ借款ヲ完済シ得ルコトナル

南京政府は日本政府の妥協方針に依じて鐵道国有化を正式議題として提議することはしなかつたが、その計画をことうかたちで日本側に伝えたのである。公森太郎はその交渉の「顛末報告書」の中で、「結論」の部分でこの点に關し、「支那側ハ国有方針等ニ關スル根本的成案ヲ有セサル為此ノ点ニ論究セス」、停滞している省政府の補助金を南京政府が「誠意ヲ以テ調達ニ腐心シ……逐次其ノ完済ニ努力スヘキコトヲ誓」つたことをもつて、「大体所期ノ目的ヲ達スルニ足ル言明ヲ為サシメタ」としつつ、次のように記している。^(四)

然レトモ省政府ノ補助金支出ハ本年一ヶ年ヲ限度トスルモノニシテ、其ノ満期ノトキハ恰モ国民政府鐵道部ニ於テ国有ノ根本問題ヲ解決スヘキ機会ニ当レルヲ以テ、豫メ此点ニ關シ我方ノ態度ヲ決定シ、相当ノ用意ヲ整ヘ置カサルヘカラス。

つまり、この公森太郎の「顛末報告書」によれば、南京政府は一九三〇年度から中国全鐵道の国有化計画を本格的に開始・実行する予定であつたことがわかる。

事實、一九三〇年一月八日付で在九江河野清代理領事は、

田中内閣退陣後再び外相となつた幣原喜重郎に宛てて、南潯鐵道の延長線計画が南京政府鐵道部によつて具体化されつつあることを、「延長線沿線經濟調査」のため九江へ来た鐵道部特派員からの情報として報告しているが、その内容は以下の通りである。^(四)

延長線計画ハ頗ル大規模ノモノニテ……鐵道部ニ於テハ英、米各国ヨリ借款ノ方針ヲ以テ相当積極的ニ之レカ具体的計画ヲ進捗セシメツ、アル模様ニシテ、南昌萍鄉間線ニ付イテハ已ニ英國ニ對シ銀三千万元借款方申入レ、相当具體的交渉アリタル模様ナルト同時ニ、南昌韶關間線ニ付イテハ鐵道部意向トシテ米國ヨリ銀七千万元借款スル方針ノ趣仄聞セル事アリ。

延長線敷設実施ノ為ニハ何レ他國ヨリ借款ヲ仰ク事ハ事情不得己ル次第ナルカ、自分個人トシテハ本件モ一応東亞側ニ申出テ其好意的考慮ヲ煩シ度思考シ居レリ。

右何等參考迄報告ス。

これに対する幣原外相からの訓令は外交史料館所蔵の『南潯鐵道關係一件』にはない。おそらく河野報告が請訓でないため、訓令は発せられなかつたのであらうと思われ

る。河野報告にあるように、この時点でも、一九二九年四月二十三日決定の南潯鉄道に関する方針はいわゆる第二次幣原外交においても、なお継続されていたのである。

南潯鉄道が一方的に国有化された際、新局員に任命された呉光樹（日本留学経験者）は南京通信社の記者に対して、大量の日本留学経験者が南潯鉄道局員に赴任することを告げ、真否は不明としながらも、「一説には南潯鉄道を回収した場合に困るから其の用意のため日本留学生を鉄道部に任用した」と語り、これが「南京通信」の第四十七号に掲載されている。

つまり、全長一三〇キロメートルに満たない南潯鉄道国有化の問題は、決して一鉄道の問題ではなく、全中国の外債鉄道の国有化という問題と深くかかわっていたのである。この問題に対して大蔵省が外務省の同意のもとに推進した、南京政府承認・鉄道国有化承認という方針は、南京政府を過小評価する日本軍部の対中国方針とは相容れないものであった。一九三一年九月十八日の日本軍部による満州侵略が、こうした日本政府内部の動向や、長江流域における国際資本の活動と無関係であったとは思われない。むしろ、これらの諸状況に対する予防的行動として満州侵略

が日本軍部によって準備され、実行されたのではないか。これが、南潯鉄道国有化問題と満州事変との関連についての筆者の結論である。

おわりに

公森太郎は一九三〇年八月六日、駐華大蔵財務官制度の廃止と同時に官界を去り、日本興業銀行の理事に就任したことは、既に第一章で紹介した。一九三五年十一月三日、蔣介石南京政権はイギリスの全面的な指導・援助のもとに幣制改革を断行したことも同章で述べた。その一カ月前の同年九月二十三日、公森太郎から阪谷芳郎に宛てて次の書翰¹⁰が出されている。

先日中国銀行の呉震修君来京数度会見会食致候処、同氏の目的は宋子文氏の為に弁護に來た様に思はれ候。來月上旬には呉鼎昌、錢永銘、周作民、張公權氏等來京の由、是等の方々は随分長き交誼を有する人々にて相当面白き話も出で可申と存居候。外務省東亞局とも聯絡をとり此の機会に相当の效果を得たきものと存居候。

「宋子文氏の為に弁護」云々とあるのは、おそらく、本来ならば阪谷芳郎の指導・援助によって実現されていたはずの中国の幣制改革事業が、日本政府の消極的姿勢があったとはいえ、イギリスの援助のもとに実行される結果となつたことを、事前に弁明するという意味に解してまず間違いはなからう。

同時に、この書翰から窺えるように、官界を去つたとはいえ、公森太郎と南京政府の要人達との親交は続いていたものと考えられる。おそらく公森太郎が一九二五年の欧米視察で知己となつた国際的金融界の人脈とのつながりも継続していたものと思う。

第一章で提起した問題に即して言えば、こうした国際金融資本とつながる日本の官界・金融界における人脈の全容については、まだほとんど明らかにされていない。この課題を達成することによって、一九三五年から一九三七年の日中戦争全面化にいたる歴史の実像が把握出来るのではないかと、筆者は考えている。そのためには公森太郎の日本興業銀行時代の活動、一九三七年から一九四〇年までの朝鮮銀行副総裁としての活動等の分析が不可欠であるが、残念ながら筆者はまだこの期間の公森太郎の足跡について語

るために必要な十分な資料を集め得ていない。これらのことはすべて今後の課題である。

注

- (1) 坂野潤治「政党政治と中国政策」、近代日本研究会『近代日本と東アジア』所収、一九八〇年十二月。
- (2) 入江昭「太平洋戦争の起源」、一九九一年十一月。
- (3) 『公森家所蔵文書』。
- (4) 拙稿「日本軍の中国中南部侵略——日中戦争論ノートその2」、『奈良史学』第十二号、一九九四年十二月。
- (5) 『外務省資料 (Microfilm)』(松本忠雄の部) 所収。
- (6) 同右。
- (7) 同右。
- (8) 同右、日本外務省編『外交年表並主要文書』下巻、一九六五年、二九八―三四〇頁。
- (9) 拙稿「日中戦争論ノート」、『奈良史学』第九号、一九九一年十二月。
- (10) ホブソン著・矢内原忠雄訳『帝國主義論』上巻、岩波文庫、一九五一年、二八―二九頁。
- (11) 『岡山県名鑑』、一九一一年、一九五頁。
- (12) 明石照男「公森太郎君を偲ぶ」、『おかやま』第六号所収、一九五三年十二月。
- (13) 文末参考資料「史談会速記録」。

- (14) 前掲『公森家所蔵文書』。
- (15) 同右。
- (16) 同右。
- (17) 同右、『東亜経済時報』一九三七年四月十日付。
- (18) 山本四郎「寺内内閣時代の日中関係の一面」、『史林』一九八一年一月。平野健一郎「西原借款から新借款団へ」、細谷千博編『ワシントン体制と日米関係』、一九七八年所収。谷寿子「寺内内閣と西原借款」、東京都立大学『法学会雑誌』十一一、一九六九年十月。大森とく子「西原借款について」、『歴史学研究』四一九号所収、一九七五年四月。
- (19) 故阪谷子爵記念事業会編『阪谷芳郎伝』、第十三章「中国幣制改革」、一九五一年、四三〇―四六〇頁。
- (20) 前掲大森とく子論文、四六一―四七頁、五〇頁。
- (21) 信夫清三郎編『日本外交史』I、一九七四年、二七五―二八一、二八九―二九二頁。
- (22) 注(12)に同じ。
- (23) 勝田主計述「菊の根分け」、一九一八年十二月、鈴木武雄監修『西原借款資料研究』所収、三三六―三三七頁。
- (24) 前掲『外務省資料(microfilm)』(明治・大正の部)所収。
- (25) 同右。
- (26) 前掲『阪谷芳郎伝』、四四七頁。
- (27) 注(24)に同じ。
- (28) 前掲『阪谷芳郎伝』、四四五頁。
- (29) 注(25)に同じ。訓令に添え書きしてこの旨が記されている。
- (30) 田村幸策「支那外債史論」、一九三五年、三八―三三八七頁。
- (31) 前掲「菊の根分け」、三三六頁。
- (32) 前掲『阪谷芳郎伝』、四三八頁。
- (33) 同右、四四六頁。
- (34) 同右、四四七頁。
- (35) 同右、四四九頁。
- (36) 山本四郎編『西原亀三日記』、一九八三年一月。
- (37) 同右、二五六―二五九頁。
- (38) 前掲『阪谷芳郎伝』、四五七頁。
- (39) 同右。
- (40) 前掲『公森家所蔵文書』。
- (41) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『阪谷芳郎文書』、公森太郎から阪谷芳郎へ宛てた書翰に関しては、同室の分類番号が編年体をとっていない。書翰の日付は本文中に殆んど記載してあるので、以下の公森太郎書翰の引用に際しては単に『阪谷芳郎文書』とのみ記するに止める。また、引用に当たっては常用漢字を用い、ひらがなに統一し、適宜句読点をうつ。
- (42) 『阪谷芳郎文書』。
- (43) 同右。
- (44) 同右。
- (45) 拙稿「新四国借款団に関する一考察」、『日本史研究』二〇三号所収、一九七九年七月。

- (46) 前掲『阪谷芳郎文書』。
- (47) 同右。
- (48) 同右。
- (49) 同右。
- (50) 同右。
- (51) 同右。
- (52) 同右。
- (53) 同右。
- (54) 前掲『公森家所藏文書』。
- (55) 前掲『阪谷芳郎文書』。
- (56) 前掲『公森家所藏文書』。
- (57) 前掲『阪谷芳郎文書』、一九二二年七月四日付書翰。
- (58) 同右、一九二三年三月二十二日付書翰。
- (59) 同右、一九二四年一月十日付書翰。
- (60) 拙稿「第一次世界大戦後の中国問題と日本帝国主义」、「日本史研究」一五〇・一五一合併号所収、一九七五年三月。本史研究
- (61) 馬場明「日中関係と外政機構の研究」、一九八三年。
- (62) 前掲拙稿「第一次世界大戦後の中国問題と日本帝国主义」、二一九―二二二頁。
- (63) 前掲『阪谷芳郎文書』。
- (64) 注(62)に同じ。
- (65) 文末「史談会速記録」参照。
- (66) 前掲『阪谷芳郎文書』、一九二四年六月二十九日付書翰。
- (67) 同右、一九二四年十月三十一日付書翰。
- (68) 前掲『公森家所藏文書』。
- (69) 前掲『阪谷芳郎文書』、一九二五年一月十三日付書翰。
- (70) 前掲『公森家所藏文書』。
- (71) 前掲『阪谷芳郎文書』、一九二五年九月十九日付書翰。
- (72) 同右、『阪谷芳郎文書』。
- (73) 同右。
- (74) 前掲『外務省資料 (Microfilm)』(明治・大正の部)。
- (75) 前掲『阪谷芳郎文書』。
- (76) 同右。
- (77) 同右、一九二八年八月二十日付書翰。
- (78) 前掲「拙稿諸論文および「石井・ランシング協定の前提」、『奈良史学』第四号所収、一九八六年十二月。
- (79) 拙稿「五四運動と南潯鉄道」、朝尾直弘先生退官記念論文集「日本国家の史的特質」所収、一九九五年四月。
- (80) 同右。
- (81) 外交史料館所蔵「南潯鉄道関係一件」、第十六冊。
- (82) 同右。
- (83) 同右、第十七冊。
- (84) 同右。
- (85) 同右。
- (86) 同右。
- (87) 同右。
- (88) 同右。
- (89) 同右、第十八冊。

- (90) 前掲『阪谷芳郎文書』。
- (91) 前掲、外交史料館所蔵「南潯鉄道関係一件」、第十七冊。
- (92) 同右。
- (93) 同右。
- (94) 同右。
- (95) 同右。
- (96) 同右。
- (97) 同右、第十八冊。
- (98) 同右。
- (99) 同右。
- (100) 同右。
- (101) 同右。
- (102) 前掲拙稿「石井・ランシング協定の前提」。
- (103) 前掲、外交史料館所蔵「南潯鉄道関係一件」、第十八冊。
- (104) 同右。
- (105) 同右。
- (106) 同右。
- (107) 同右。
- (108) 同右。
- (109) 前掲『公森家所蔵文書』。
- (110) 前掲『阪谷芳郎文書』。

(付記)

本稿は既に発表した「日中戦争論ノート」(1)(2)に続くもので、いわばその(3)にあたる。本稿作成にあたっては、

資料面で公森家の暖かい協力を得た。それがなくては本稿は生まれなかつたと言つて良い。末尾ではあるが、なが年にわたつて収集された資料を、快く提供して下さつた公森文子氏、さら銀行相談役の関正彦・華子御夫妻、それに上記公森家御親族の方々を紹介して下さつた、勝木治子氏に改めて感謝の意を表します。

〔參考資料〕「史談会速記録」(抜粋)

公森太郎 述 一九五〇年十月二十四日

(公森家所蔵文書)

〔質疑応答〕 (支那幣制改革問題を廻つて)

(青木) 大内さんにお伺いして見てもう一回来て頂きまして終り迄伺いたい。

(公森) 大阪間税部長に替つた時一つ問題が起つたのであります。阪谷さんの支那幣制改革問題が私の間税部長の時

に起つた。大蔵省の方から上京しろということで参りました。

たが、その時は富田勇太郎さんが理財局国庫課長でした。

曰く「実は幣制改革問題が起つているが、一つ君に阪谷さんと共に支那に行つて貰おう思つている」といわれた。大

蔵省から正式に話がある前に、阪谷さんからも「こういう問題が起つているから君一つ心配して貰いたい」という手

紙があつたので私は大体知つておりましたが、阪谷さんの

邸に行つて種々伺いますとこういうことでした。四国借款

団というものがあつて、日本の大蔵省もこの四国借款団の

関係で支那幣制改革をやるについて日本から一つ顧問を出す、それは実は石井さんとアメリカのランシングとの間の

協約で日本から幣制改革最高顧問を出すことになつたのだ、それで私(阪谷)に行つて貰いたいという、実は本野外務大臣からもこういう手紙が来たので、一つ引受けようと思う、ついでには一つ幣制改革、貨幣制度の改革に必要な予備知識をつくらなければならない、そして、彼方に行つて話をしなければならぬといわれた。それで、私は東京におりまして日本銀行や印刷局大阪では造幣局その他に参りまして、幣制に関する研究を致しました。その中今度は人の編成をやるということになり、阪谷さんを中心として、その下は私を筆頭として英語がよく出来る山下彌吉郎、フランス語のできる興業銀行の小田清吉、支那語の出来る支那税関の役人古賀次郎、阪谷さんの甥の山成和四夫それから大阪の税務監督局にいた蔭山品次(後に西宮市長になりました)がその時分は属官であつた。)という人々でした。

阪谷さん身辺の世話には、中島徳治、坂上時治、又外部からは加島銀行の松井萬緑、第一銀行の吉岡堅太郎と、一行十人ばかりで参りました。大正七年三月十五日に一行は支那に渡りました。阪谷さんの渡支のことは成る程四国借款団の関係もありましようけれども、渡支に先立つて寺内総理大臣が官邸に阪谷さんを招いた。そしてしつかりやつて

くれということであつた。その実を申上げると、西原借款というものがある、これが阪谷さんが幣制顧問でゆく前、一寸一足先に彼方で出来ておつた。進行しておつた。西原借款は総額一億五千万円であります。今なら一億五千万は何でもないが、その当時の一億五千万円というのは相当の金であつた。これは名義上無担保であつた。要するにこれは寺内が段祺瑞を手なづけて支那と提携してゆこうといふのである、西原亀三が中間に立つて斡旋したもので、称して西原借款と申しております。金を貸してそれが果してどれだけ利権、収獲を有するかということについて多少問題があつた。先方でも西原借款は一寸評判が悪かつた。當時の大蔵大臣勝田さんが阪谷さんを幣制顧問に推薦した心底は、阪谷さんなら西原借款もどうか目鼻がつくであろう、西原借款の後始末もしなければならぬが、万一の場合、阪谷さんがこれをやれば目鼻がつくであろうということではないかと思われのです。明らかに判りませんが私はそのように想像を致した訳であります。その時分支那は大總統は黎元洪、財政総長は曹汝霖であつたが、私共が着いた時分は大總統は徐世昌、財政総長は王克敏になつておつた。日本の方は支那公使は林樞助、駐支財務官は小林

丑三郎博士で、小林さんが主として種々な世話をする。彼方此方林公使と小林さんが種々渡りをつけて下さいました。ところで、北京で小林さんと阪谷さんが会つた時、小林さんは支那幣制の建直しは金本位又は金為替本位であるという。阪谷さんは金本位では駄目だ、やはり支那は銀本位でやらなければならぬといわれた。阪谷さんは小林さんの主張に対して、勝田さんも金本位らしいが、自分は銀だと主張されておつたと思う。阪谷さんの口からは聞きませんけれどもそういうことであつた。とにかく、阪谷さんは銀本位だがそれを勝田さんは聴かない、阪谷さんの意見通りにするとはいわない、それでは困るというようなことであつたらしい。北京では相互に大宴会を開いて国際礼儀を尽したのですが、どうもその時から少しおかしき気持ちがあつた。それから各地の実情視察となり、天津、濟南、青島、漢口、蘇州、杭州、上海というような処を廻つてそして地方の人達に会つて意見を聞いた。天津では段祺瑞、濟南では総領事吉田茂、青島では大島健一司令官、漢口、武昌では將軍の王占元、総領事瀨川淺之進、大治の西沢公雄、杭州の督軍楊善徳に、上海でも種々の人に会つた。その時分松井石根氏は中佐で上海駐在武官であつた。それでその

後も阪谷さんは種々の人に会って自分の幣制改革が出来るかどうかということについて肚を固めようとしておられたけれども、漢口辺りで勝田さんから阪谷さんに、閣下は速に引揚げて帰れ、と電報が来た。そこでハ、アこれはやはり意見が合わないで帰れと思うのだなと思った。それで、上海でステートメントを出すので、阪谷さんは僕に原稿を示し、これでよいかどうか、といわれた。私は、阪谷先生これは少しセンシメンタルですといった。阪谷さんの文句の中幣制改革で支那に行くに当り、自分は別れに臨みて、今や困難なことをやろうとしている、政府がどういうように転換するか判らないが、国のために重大なことだ、これやるについては生死を賭してやらなければいけないというようなことで別れて来たということが書いてある。幣制改革は生死に関することではない、日本の出した阪谷さんは政治家であるから、そういうセンシメンタルなことはステートメントに一寸不似合ですと申上げたことがあるが其の点は訂正せられた。それから、北京におりました時桜の時分で桜が咲いておった。それで観桜の宴をやるう、普通ではおもしろくない、朝御飯を上げたいから自分の家に来て呉れと船津辰一郎君がいった。それで船津君の処に参り

ました。桜が爛漫と咲いている、そこで朝御飯を招ばれた訳ですが、大変味噌汁が旨い、これは旨いと申しますと、それではおかわりして下さい、幾らでもありますからという。そこで阪谷さん始め私もこれは旨いとおかわりを出した。ところがボーイがもう一杯宛しかない、そんなに沢山はないという。コックが船津君にあやまるという始末。そこで阪谷さんの即席の狂歌がある。「外国の花に浮かれて朝御飯、客は味噌つけ主人しくじる」というのです。これは余談ですが、結局幣制改革はそういうようになって吾々は帰ることになった。その後になってアメリカはそんな協約は知らん、と言ひ出淵参事官は石井ランシング口約の立会つて居つたと主張したのだが終にウヤムヤになってしまった。

(青木) 結局金本位、銀本位でやめた、阪谷さんはアメリカの茶々で止めたということですね。

(公森) 始めは前のような話でしたが、後にアメリカは承諾したことはない、あれはバロン阪谷個人のものだというようなことになった。あの時分大内さんも大いに力を入れて下さった。

(大内) 私もいれました。

(公森) 途中から変になった。

(大内) 私は多少おかしいとおって。判らないけれども、阪谷さんと勝田さんの間が段々違って来て、何か僕等も銀と金本位の調査を随分やりました。何か西洋の本を沢山読んだ。何でも彼でも此方がよいとおったのですが。

(青木) それはビスリングではないか、大蔵省にある。

(大内) 結局あれは阪谷さんが充分根拠をもってゆかなかつた。行く時既に根拠がなかつた。

(公森) その前孫文が支那財政改革のことを頼んだ。何か意見書を書いた。それに阪谷さんは銀本位のことを書いた。正金銀行の支店長であつた鈴木君の体系もやはり阪谷さんと同様銀本位でなければならぬといつたのであつた。支那はやはり銀の国です。

(大内) その頃はフィリップスの金為替問題があつた。ケンメラーがフィリップスの幣制改革をやつた。阪谷さんは今の話では、あの時も少し根拠をもってゆけばよかつた。

(第二回) 駐支財務官時代の憶い出

一 阪谷さんと会計検査のこと(機密費を返す)

どうも下手の長談義で少しも資料になるやうなものがないので氣の毒に思うのですが、書類がないものですから御勘弁願いたい。阪谷さんの幣制改革のお話を申し上げましたが、これについて、それは極くつまらないことですが、一寸参考になると思い申し上げます。寺内総理大臣が阪谷さんの送別会をやられ、私も随行の中の一人として招ばれて蹤いてゆきました。各閣僚の方や種々の方が見えておりましたが、食事が済んで八時半頃のことです。その晩は福田さんも私の為は大蔵省の理財局関係の方、同級生の方々と送別会を赤坂でやるといつておつたので、八時頃にゆくといふこととして予め阪谷さんに途中で失礼するようにいつておきました。しかし、何時まで経つても話が尽きませんのですから、友人に済まないと思つておつた。総理に挨拶して、一寸他に急に用事がありますので御免を蒙りたいと申上げた。すると、君は随員なのに主人が居る間に帰るのは宜敷ないといわれた。阪谷さんも見兼ねて、イヤ実

は急に用事が出来たもので先に帰して頂きますと口添えがあつて、それでは仕様がないうことで帰れた訳です。阪谷さんの思ひ遣りが嬉しかった。その後阪谷さんから会計監督をたのまれ居ました。五万円ばかり頂いて行つたのですが、会計の方は私が直接やるわけにはいかない、そこで、随行の大阪稅務監督局属（後に西ノ宮市長になつた人）藤山品次君に信用状を持たせ、藤山君に一任してやらせておつた。そうすると一ヶ月位経つて、阪谷さんが、公森君、会計の方はよいですね？といわれた。それで会計は藤山君がやつておるので少しも心配ありませんといつた。そうですね、私もそう思うけれども、一ヶ月に一回位はみてやらなければ先方が困る、判つておるであろうけれども、掟だから一ヶ月に一回位は会計調査することにして置き給へ、今月分はこれによいと判を捺してやる方がよい、藤山君も却つて楽ではないか、頭も良く、誠実な人でも掟として定期に検査するようにしないといけない、一ヶ月に一回調査することに決めておけ、見るのはどうでも良い、盲判でもよい、見るということを原則としておかなければならない、といわれました。それからもう一つ、機密費のことですが、仕事が完結、少し計り残余が出たのでそれを

一行の者に賞与に充てたらと阪谷さんに伺つたら、それはいかん、渡し切りのものでも残つたら返すべきだとの仰せ。仕方がないから機密費が余つたから返すといつて外務省へもつていきました。先方ではそれは困る、今更どうすることも出来ない、それでは随行の人に分けたらよいではないか、阪谷さんに返せということです。阪谷さんのところへもう返事をもつて行くと、それはやはりいけない、機密費は公事の事業が終了した以上、大体国に返すのが正當だからもう一辺藤田会計課長さんに返して来いということでも又戻しに行つた。普通機密費は使い放しで、後で戻すなんてする人はありません、と藤田さんはいわれた。阪谷さんがそういう風にいわれたので、そうして頂きたいと返した。以上は余談ですが、何れも誠めとなる教訓だと思ひます。

二 財務官心得となつて支那へ行く（銀貨鑄造の注文のこと）

それから私は阪谷さんの仕事が失敗に終つて広島監督局に帰りました。間もなく小林財務官が辞められ、松岡大蔵事務官はおつたのですが、私が財務官をどうしてもやらなければならぬということになった。阪谷さん自身も直ち

に出て来るようにということで、私は大蔵省命令の通り赴任する事に致しました。その時は高等官四等であった。財務官は三等以上ということであった。小林さんは勅任一等でした。四等というような下等で行っては何も出来ないから、一つそれではと、大正八年九月大蔵事務官で、財務官心得ということで参りました。そして阪谷さん時代の知己王克敏や財政部の人達との関係を深めました。同時に公使館付でありましたから、他の外国使臣とも交際の機会を得ました。とにかく支那というものに馴染なければならぬと、支那語の稽古を始めたのです。その間大蔵省との関係が起った。第一番は永井繁さん、大阪造幣局長であったが、支那の銀貨鑄造を一つ大阪造幣局で引受けたいということ、で北京にみえました。そこで泉幣司に紹介交渉すると、何でも金高は一千万か二千万位の銀貨を鑄造してくれないかという申込であった。これは良い註文がとれたといつて、永井局長は喜んでおつたが、先方から地金はあなたの方で出して頂きたい、そして銀貨は此方で受取り後で借款にして貰いたいということです。永井さんも嫌喜びで註文を受けないで帰りました。支那のやり口はそういうような処は仲々勇敢です。

三 西野主計局長が渡支のときの話(中国の習慣のこと)

もう一つは西野主計局長が支那に来て、私の案内で大總統徐世昌に会った。その時の話は大した話ではない、あなたは何時参りましたか、北京に何時迄居りますかといううな、極く普通の挨拶です。それに對して、私はたゞ日本の大蔵省の役人で敬意を払いに来たということをいうと、又、そう／＼そういう役柄の方にお眼にかゝつて悦ばしいというようなことで引取つたのであります。支那の偉い名士というものは一寸変なものです。それから、周自齊、王克敏、曹汝霖、陸宗輿、熊希齡などの名士に西野さんを紹介がてら日本人側は公使館の人達、正金の人達、居留民の重なる人達両方合して百人ばかりで大宴会をやつた。西野さんをメーンテーブルに、之に支那側の重だつた人々を配して始めたが、一向景氣が乗らず、しかも結局これという話もなく宴会が済んだから、私はこんなに金を使って百人からの人に御馳走して、何一つ纏つたおもしろい話も出来ないのはおかしいと思つた。そこで周家彦という王克敏の秘書に會つて訳を聞いた。すると、公森さん、あなた駄目です、支那人に御馳走しても、どうも名士は名士だけ

ども、皆筋が違う、その違う人間をゴチャ／＼に混ぜても何にもならない、そういうことで、あなたは支那の習慣を知らないけれども、自分の党派と違う者がおつたら、皆肚からの話はしない、当り障りのない話しかししない、それはあなたが支那人を知らないからです、これから支那人を招ぶ時は一度に二人か三人位同一系統の人を招き話をする、又今度は違う系統の連中とその話をする、というように分けてやらないといけないという。これは私が支那の経験がないのでそういう大失敗をやったのです。

四 広東軍政府に対する融資の話

それからもう一つ、当時西原借款の余焰が残っておる時代でありまして、孫文の作った広東の軍政府に台湾銀行から預金部の金を二百万円出して欲しいといってきた。広東の軍政府が翁源に水力電気発電所を造るのである。五万馬力は出ないかもしれんが、二百万円台湾銀行経由で一つ出して欲しいという、技術の方は台湾水力電気会社の技術者が既にその方に行っておる筈であるから運んで貰いたい、大蔵省の方は君一つ行って実情をみて、確かなものならば

出してもよいからという、そこで、私は台湾に渡りました。台湾電力会社の社長の角源泉氏は以前札幌におつた時、通信管理局長であつたので知っておるものですから、好都合で同氏の曰くこれは僕の方で技術を受持ち貴方の方で金を出すのだから自分も一緒にゆきましようということで、船を出しまして広東に乗り込みました。そうすると、広東の軍政府に孫がおる筈ですがおりません、岑春煊、先方の軍政府の副総裁、督軍の莫榮新、等革命家の連中がいた。支那側では中国銀行広東支店長の宋子文、日本側の方は角君と技術者の国弘長重という人、台湾銀行広東支店長の越藤恒吉氏等、それで軍政府にゆきますと、御馳走され夜はフラワーボート（華艇）に酒肴の香が流れ浮んでおる、二時三時頃迄御馳走になって、愈々話になった。出してくれないかという、それでこちらは一挙に二百万円の必要はない、工事の進行につれて序々に出すことに致しましょうといった。そうすると先方は一攫に出して貰いたいという。一攫にだすと北伐軍、革命軍北伐の軍費に使うおそれがあるので、イヤそれはいけない、一攫に出す訳にはゆかないと突っ張る、終に此の借款は断つて仕舞えという気配になった、結局はつきりその場合は断るとは申しませんが、

よく相談するということに致しました。角君一行と上海に帰りまして別れたのでありますが、翁源水力電気の問題がそれであります。実はおかしい話ですが、その時分南方政府の莫榮新自身の肖像入りの金メダルを貰って帰ったのですが、前にもう一つ宣統皇帝が結婚された時、その結婚式に招ばれて皇帝と皇后の記念メダル、金のメダルというのを頂戴した。戦時中金の供出問題が起ったとき出して仕舞えといつて、莫榮新のも宣統皇帝の結婚記念メダルも出した。ところが莫のメダルは本当の金であったのでこれは大変高かったが、宣統帝の方はこれはペケで駄目でした。上野の鈴木時計店で取扱ったのですが、立派な人の方が却って詰らないものであった。詰らないと思つた革命軍の方が純金メダルを呉れたということはおかしいことです。とにかく、そういうことがあつた。

五 小幡氏の手腕

それから日本が占領した青島の還付、山東問題会議は大正十二年六月ですが、私は山東懸案解決に関する条約所定の共同委員会委員随員を命ず、という辞令を貰つた。日本

の占領しておる山東を支那に還付する会議に列するのである。会議の前にこういうことがあつた。その時の委員長は公使小幡西吉氏、委員は出淵勝次、青島民政長官秋山雅之助、随員事務総長は木村鋭市さんであつた。こういう連中が会議を開く前に山東の実情を調査しなければならぬという事になったが、私は以前青島の管理に従事した事があるのでそれから、一部事情を知つておるので会議の前に小幡さんについて青島に实地視察に行つた。ところがこの小幡さんという人は、私はどうも外交官は偉い人が多いと思うのですが、就中小幡さんは気魄がある、勇気がある、それから細心の注意を払う人でした。その時分山東の日本人の民間論は青島を専管居留地にしなければいけない、相当賠償金をとらないといけないという噂があつて、種々の人がやつて来たことがあつた。それはとにかくとして、青島の実態をみなければならぬということで、お伴して参つたのです。済南にある無線電信所もみて歩いたのですが、説明に出て来た有野学氏（後に済南総領事となり、今は病氣をしておりますが）、この有野君は、青島占領當時旅順民政部庶務課長をしておつたのをある人が推薦して私が庶務課長として青島税関に採用した人で、青島民政に

なつて民政市署事務官となつて居つた。その有野君が来て我々に説明した。小幡さんは其の説明に満足した。それから青島に乗り込んで行つたのですが、小幡さんは其処で種々複雑な頭でもつて青島に入り込んだ。その時は由比光衛大將が司令官であつたが、着いた晩官邸で宴会があつた。すると食事の時、司令官は秋山さんと話をされ、小幡さんは種々の施設の評価を考えなければならぬといわれ、それで小沢勅任事務官に、小沢君、君一つ一所に小幡さんについて行つて説明しなさいと言はれると、小幡さんはそんな勅任閣下は勿体ない、そんな人は要らない、来なくともよい、属官でよい、判る人を出して欲しい、といわれた。小沢勅任事務官は真赤な顔をしておる、役人連中もひるんでいた。食事が済んで喫煙室に入つて雑談して居る小幡さんは、不図思ひ出した様に司令官に向ひ「おい親爺、先刻グランドホテルで俺に見せたあの一札を貰う、あれさへ貰へば俺の仕事は楽だ、親爺出せ、あれを出せ、」とこれは司令官が自分の註文を書いた覚書きであつたのだ。又、次に石井久二君（大蔵省の石井さんの弟ですが前から懇意な人であつたが見えた）に向ひ、「オイ石井、此方に来て」といって、石井さんの人身攻撃を始め、石井は真つ青な顔

をして冷や汗を流しておる。小幡さんはなおつゞけて大體君達の様な者が居留地問題を彼是という柄かいという。その時由比大將は小幡さん大勢の中でそういうことをいうものではないとなだめた。小幡さんは「八公森君もう帰らないか、どうも頭がいけない、石井を大勢の中で赤面させた、イヤそうやっておかないと横暴なことばかりいうからそうしたのだ」、といわれた。帰つて来ると、これから飲み直す、一緒にゆかないかといつて、下の方はモーニングで上衣だけ背広で二人で出かけて行つた。そして一杯呑んで帰つた。「あんなことをいつてネズ直さないと恨を買うばかりだ、明日こちらが主人で一席設けやう」といふ事になつた。そこで翌晩同じ顔振れで一料亭で催し、小幡さんは大にくだけてしまつた。司令官も小沢勅任事務官も石井久二君も和氣に満ちて引き取られた。

六 山東會議（小幡氏の外交）

青島に行つて帰つて會議が開かれた。問題はない、スラ／＼運んだ。山東會議の会場は北京の外交大樓という処であつた。支那側の委員は顔惠慶、顧維鈞で此方からは小幡、

秋山、出淵、木村、がでた。私はそれらの随行をやつたのですが、談判のやり方がおもしろかつた。要するに青島は返す、それに対して種々賠償金を取る、ということをついた。その時山東鉄道、官有財産、塩田というようなもの主な問題であつた。どうも書類がないので判らないが、その時おもしろかつた問題は鉄道問題であつた。大村卓一氏も委員の一人でおりましたが、種々評価した結果、たしか鉄道が五千数百万円と評価されておつた。又之を支払ふ支那の国債利息は八分、日本の提案であつたと思う。大村氏が賠償価格は五千何百万円というと、支那側の委員陸夢熊氏は一挙に切り落して四千何百万円といふ、西田畊一氏が通訳した。小幡公使は之に対し同意といふて一落四千何百万円になつた。これはひどいではないか、と思つて居るのに先方から端数を落そうではないか、といつた。ところが小幡さんは又へんな顔をして相談した、そして同意、といふた、そういうと四千万円になつてしまつた。私はメモに書いて出した。それをみておつたが今度は三千万幾らにすると先方が言ひ出したが、小幡さんはどうく僕らのメモを見て、これ以上はいけないという、どうしてもいけないという、当然先方は止むをえないということで、そこで四千

万円になつた。それから今度は利息の八分は高い、七分、六分、五分であつたと思う、それで一分引、二分引き五分で喰ひ止めてしまつた。四千万円、五分利でやろうということに決つてしまつた。ところが毎日新聞が翌日来たのを見ると、山東鉄道三千八百万円、公債利息は四分でよいということになつてゐる。それが東京から来た、五、六日経つて着いておる。それを陸夢熊が見て怒つた。これは評価で二百万円多いし、利息の方迄一分増しで怪しからんと真赤になつて怒つたのですが、その時、小幡さんは、顧維鈞から貴公は日本政府で一生飼ひ殺しにしてもよい、とにかく政府訓令よりも二百万円上げてやつておる、又利息も四千万円の一分としても四十万円ある、貴公等二人養つても幾らも掛らない、と皮肉られたといわれたという事である。鉄道関係は政府の訓令以上になつたが、ものによつては政府の訓令以下になつたものもある。とにかく、面倒な会議も円満に済み十一月に調印を了した。判らなかつた問題は塩田の評価と官有財産の評価である。初めは別々に評価がしてあつたのだが、日本人経営の塩田業者が相当欲張つた要求を主張した為、何時の間にか此の二項目の評価が一本になり、塩田業者には少々ズラして賠償国債を与へた事に

なつた様だ。世の中は算盤通りにゆかないところがある。

七 双橋の無線電信のこと

それからその次は双橋の無線電信に関係したことに
て。大正十二年七月のことだと思ふ。これは西原借款では
なく、四国借款ではないかと思うが、支那双橋の無線電信
が完成したから一つ視察に来てくれということでした。公
使館の山内参事官、一等書記官徳川家正氏、海軍武官の八
角三郎大佐（後に海軍中将、及代議士になった人）、それ
から建築を請負った三井物産の大村得太郎、そういふ連中
と無線電信所に行つてみた。ところが、オペレーションが
出来ない、四国借款で日本だけの専用は出来ないという、
使えないという話であつた。ところがこれが後非常に役
立つた。七月に完成して、大正十二年九月一日の大震災の
時にこの無線電信が非常に役立つた。どうも内地の様子が
判らない、それで落石へ無電をかけ、その返電によつて東
京の被害状況を知る事が出来た。其後日本側でも大分無電
を利用致しました様です。次に煙草のことについて。英米
トラストが殆ど支那の煙草を独占しておつたが、日本の東

亜煙草というものがあつた。菅野盛次郎氏が社長で天津で
煙草の製造所をやつておつた、その他アジア煙草会社が出
来まして、これが青島、上海に工場を持つておつた。山本
梯次郎氏が社長で犬丸鉄太郎氏が専務であつた。菅野氏や
犬丸氏は私の事務所を本拠として支那側と渡りをつけて居
ました。

八 奉直戦争や王克敏のことなど、

支那の財政顧問を申込まる。

それから今度は奉直戦争になつた。おもしろい話がある。
奉直戦争は、直隸派の呉佩孚、奉天の張作霖の戦争であり
まして、始め大正十一年四月に少しトラブルが北の方の長
針店に起つた。日本陸軍武官室に東乙彦少将、板垣征四郎
中佐、鈴木貞一中尉がおりましたが、その時分ある宴会で
東少将が来て話をされておると、北京の北の方でどんく
砲彈の音がする。無茶苦茶に撃つているので彈丸の空費だ、
暗闇で鉄砲を撃つてどうなるものか、本式にやつておるの
ではないと東將軍は苦笑しておつたが、それが発端でその
後、東少将に代つて林弥三吉少将（後に大阪師団長になつ

た人)がこられた時分の奉直戦争は大分長く続き、直隸軍の方の呉佩孚は仲々評判がよく、相当成功でありました。

大正十三年九月の頃であつたかと思う。張作霖討伐の総司令は呉佩孚であつた。その頃のお話をしましょう。私が日本に帰るといので、王克敏財政総長は私に託し、浜口大

蔵大臣に挨拶状を差上げたい、同時に何か贈り物を致したいという。私が日本に帰る前、なおこういふことがあつた。こんなことはどうでもよいことですが、王克敏財政総長は

所得税について日本のやり方を大分真似ておつたのです。私も時々行つては、日本ではこういう所得税をやつておる

ということを始終話した関係もあるのでしょう。王克敏は私を支那の財政顧問にという希望であつた。私は日本の役

人だから支那の禄は要らないという、薪水は給与せず、無料の支那政府顧問であるということでありました。とにかく、そういう申込があつたので公使館に相談したら、やつ

てやればよいとのこと、実際に行つて世話をやいておつた。常吉徳寿君も顧問でありました。常吉君は有給でも無給でもよいではないか、大蔵大臣に相談しろということであつた。話は前にかえり王克敏は浜口さんに、衝立、種々

瑪瑙や貴重な石でもつて出来た衝立を寄贈した。(これは大臣官邸に残っているかもしれない)。それを裸で財務官事務所を持って来た。サアこれを大臣官邸に飾ればよいであらうと思つた。別に包装も何もない、間に合せの包装と枠を作つて入れてそれを載せて日本に帰る段になつたが、

駅に行くとき奉直戦争のため天津迄出られない。鉄道を奪られてしまつて困つた。ところが恰度その時吉田茂氏が天津総領事で打合せに来ておつた。それで吉田氏が、それでは君この自動車で行こうではないかといわれたので、吉田氏の自動車に乗せて貰つて天津迄突破した。さういふこともあつてとにかく日本に帰つた。それから浜口さんに王克敏の手紙と贈り物を届けるのですが、門司に来て、泉至剛君が門司の税関長でしたから、同氏にここからこれを大臣官邸に届けて貰いたい、それは骨董品だが僕の私有物ではない、官有物になつておるから何とかならんものであらうか、といったのですが、門司税関では扱つてくれない。それで、その辺の運送屋を呼んで大臣官邸に送つて置いて、私は後から行つた。浜口さんに支那財政総長王克敏氏の事を詳數話した処、そういう人なら支那の財政もよくなるであらうということであつた。礼儀として浜口さんはこれに対して礼状を書き、その他王克敏氏に高島北海の絵を私に託され

ました。私は日本に少しおりましたが、直ぐ北京に戻った。

九 王克敏を救出した理由（竹本少佐と私との経緯）

その間奉直戦争はゴタゴタになってしまった。北京には馮玉祥が入って来て、あの連中が宣統皇帝始め直隸派の連中を襲ひ、私が帰って見ると、宣統皇帝溥儀氏は日本公使館の方に避難した。公使館で保護しておいた。それから北京駐屯軍隊長竹本多吉少佐が王克敏を助け出した。王克敏は始めは日本の兵營にかくまい、後懋業銀行の一室に預けたといふ話である。こんな訳ですから浜口さんからの札状や絵を届けることは問題だと思っておるところへ、竹本少佐がやってきて、実はあなたの帰りを待っておった、私は切腹しようと思つた、腹が立っておるけれども、私はあなたの帰りを待っておつた、あなたが何とかしてくれなければ途はない、実は王克敏を助けた、偶々王克敏は滙業銀行の預金中より二万円か三万円を引出した、それは、王克敏はこれを自分（竹本隊長）^{「王本」}贈与したのであろうといふ想像をされているのです。滙業銀行の頭取の小林和介さんがそういうことを公使館でいったとかどうかよくわか

らないが、日本の隊長が金を貰つて王克敏を助けたということになつたらしい。あの頃は芳沢公使でしたが、とにかく、竹本君がこういう濡衣をかけられたのです。竹本君は残念ではない、自分が王克敏を助けなければならぬといふ訳はあなたが知つておるでしょうといふた。之を明かにして呉れる人はあなた一人のみだといふので、私は早速其の訳を公使館に弁明して遣つたのだ。実はこうなのです。その年の正月と思うが、私は王克敏に会つたことがある、それは日本の震災救助の為暫らく支那米が日本に輸出された時に、日本陸軍が天津の直隸軍と会つて話をつけて軍用米を十萬石買付けたのだが、まだ発送しない中に、震災救助も大体終了したからといふて支那政府は元の通りに防穀令を勵行する事にした。そこで陸軍武官室の林さんが公使館、支那政府に交渉したがどうしても許してくれない、そこで林弥三吉中将は財政部がパーミッションを与へる権利を握つておるから、公森君に頼んで行つて王克敏を説いてみる、そうすると出せるかもしれん、といふのです。それで、一月二日でしたので王克敏の家へ正月のお祝いながら竹本君を連れて行つた。そして米の問題を切り出し、実はあなたの方の防穀令解禁中に買付け輸送が遅れて居つ

た処、突然再禁止となつたのだから輸出を許可すべものだ〔原文〕と説明し、何とかしてくれ、財政部の方から護照を發給してくれ、と頼んだ。すると王克敏は事情をいろ／＼聞いてすぐ手続きをしてくれたのです。その時竹本君が非常に喜んで、有り難う、日本陸軍はあなたに感謝致します、しかし王克敏さん、政界は混乱しているから、あなたも何時、なん時不事なことがあるかもしれん、その時は電話を下されば竹本が命にかけて保護しましょうと言いました。王克敏はその時は何とも思つてはおらなかつた。ところが、私が日本に帰つて留守の間に馮玉祥が暴れだしたので、竹本君が王克敏を助けに行つた訳なのです。其時の状況をきくと、王克敏の方から電話がか、つて、こういう訳だからどうか助けてくれということだった。それで正月の約束もあつたから、竹本君が兵隊を二、三人連れて、日本の国旗を立てた自動車で王克敏の家の附近运行つたのです。王克敏は何でも大きな姿見の裏に隠れておつたそうです。竹本君はそこへ入り込んで行き王克敏に会い、自分の軍服を脱いでそれを王克敏に着せ、帽子を被らして、自分は支那服を着て、大洋銀貨の用意をして、王克敏を乗せて出た。するとストリートに敵の兵隊がおる、襲撃しさうだから用意

の銀貨を投げ、兵隊がそれを拾つている中に逃げて連れて来た。王克敏は真青な顔で慄えておつたのでウイスキーを呑ませて安臥させた。ところが、竹本君は王克敏を兵營に連れて行つて彼から金をとつたという濡衣をかけられたために、兵營におけないこと、なり、そのため王克敏を兵營から出して懋業銀行の裏の方におくことにした。それで竹本君と鍵を持つておる中曾根大尉以外の者は会えない、とにかく王克敏のことは安心してくれというわけです。そこで、私は浜口さんからの手紙と贈り物をそこへ届けに行つたが、そのとき彼は一人で寝ておつた。食事も日本の兵營から送つてやつておつたようです。以上が王克敏を救出したときの事情です。武官室の人も他の人も救出しなかつたので結局竹本君が王克敏を助けたのですが、これについて同君が中傷されたわけなのでしょう。

(青木)ですから後年日華事件が起つた時、王克敏は日本の味方であつた。

十 支那における関税特別會議

(公森)それから大正十四年の十二月に青島の塩の輸出協

定というものが出来ましたが、これは三井の青島塩に関することです。この塩は茶色の砂のような塩ですが、それを三田尻の精塩所を持って来て、そこで白い塩にするということです。これには、私も大分関係致しました。その前でしたが、大正十三年十二月に欧米各国に出張を命ぜられ約半年廻っている中に、支那で関税特別会議が開かれたので、急遽帰って参りました。そして関税会議に出席しました。欧米出張をした目的は、大蔵省側として、主として関税会議に対する列国の態度、考え方はどういふものか探りを入れて来いという点にあったのです。以下、それで関税会議のお話を致します。

支那特別関税会議は十月八日からでした。その時支那関税特別会議に於ける帝国代表者随員を命ずという辞令を貰った。その時の支那関税特別会議の日本側全権は日置益副全権は芳沢謙吉、事務総長は佐分利貞男であった。大蔵省からは私と中島鉄平君と津島寿一君の三人が随員として出たのであります。大蔵省側としてもいろ／＼やらなければならぬことがあった、債務の整理がある、それから日本人に対する特殊税率の問題がある、日本の青島における税は比較的安くしなければならぬ、特殊税率（釐金税）

の問題、臨時関税自主権の問題等があった。我々大蔵省の三人はそういう問題で大いに奮闘したのである。会議の始めは主として佐分利事務総長が働いておられた。政府の訓令では債務整理、特殊税率、釐金廃止等を先方でやれば交換的に関税自主権を認めるといふに在ったが、何時の間にか風向きが変はり、日本が率先して二、三回会議したばかりで支那に関税自主権を与えるということ、なった、支那人心を収攬するということをねらったのかもしれない、日本が率先して支那に関税自主権を与えてやるということはそのときの訓令にはそう書いてない、これは訓令を無視したものだ、そういうように考えたので大勢で佐分利さんにも芳沢さんにもいろ／＼いっただのですが、要領を得ない、日置さんは黙っておられた。それでこれについては中島君が非常に怒ったもので、津島君も後で憤慨しておった。私も佐分利さんに、あなたは自主権を先にやってみて、果して後確信がありますかと聞いたが、大丈夫ですと腹をたいてこういふようにやるといわれた、それでもうこれはおしまいだ、と我々は余り本気になれなかった。その中奉直戦争でザワ／＼する、結局九ヶ月ワ／＼やって関税自主権はとられ損というふうな事になった。とにかく関

税特別会議はそのように失敗でした。

(大内) 幣原さんの記事に佐分利さんのことがあった。成功であったと書いてあった。あなたの觀察はどうですか。

佐分利さんは右翼に持たれて駄目だというのがあなたの觀察ですか。

(公森) 右翼の方は自主権をやれという方ではなかった。

(大内) 佐分利さんは行詰ったのでしょうか。

(公森) 佐分利さんは公使になるということになっておった。彼方の公使にゆきたくなったのでしよう。北京で会見をやっておる間に公使になった。関税会議でなく、別に債務整理に佐分利をやらなければならぬという風説もあった。そういうことで多少苦しんだのではないかと思う。外国も日本が独り自主権を先にやった、何故他の方の国と相談しないかいうことでした。列国からもそうみられ、佐分利さんは四面楚歌だったのでしよう。立派な人でしたが、惜しい事でした。

十一 揚子江方面における利権擁護交渉

(公森) 関税会議はそういうような訳ですが、その後(大

正十三年一月頃から起った事件)揚子江方面における利権擁護交渉というものがあつた。これは漢冶萍、南潯鉄道に關係あることです。蒋介石が北伐軍を起した、段々南からやつて来た。漢冶萍公司と我方とは借款契約があるのですが、革命軍は漢冶萍公司所有の萍郷の石炭を奪ひ又其の船舶を押収してしまつた、また上海の浦東埠頭は漢冶萍所有の船着場であつたが、それも占領してしまつた。南潯鉄道も殆ど革命軍が蹂躪してしまつた。鉄道船舶による輸送や地下の重要産物を外国のコントロール下においてはいけないというのが革命軍の主張であつた。その為漢冶萍、南潯鉄道の日本の利権はすっかり蹂躪されておりました。それは怪しからぬではないか、何とか抗議を申込まなければならぬということ、田中内閣の時、昭和二年の四月の半頃からの五省會議が開かれた。外務、大蔵、陸軍、海軍、商工の五省から委員が出て、外務省で利権擁護の打合せがあつた。そのときは富田さんが理財局長、私は東京に帰つておりましたのでその會議にでたわけです。海軍からは米内さんが、商工省からは川久保修吉氏が来ておりました。其処で種々話したが、とにかく革命政府と交渉を遂げねばならないということになつた。そのとき大蔵大臣は三土さ

んであった。借款の利権に係るものですから主として大蔵省がやらなければならぬということで、理財局長と私が相談して当ること、なった。しかし、直接大蔵省として談判する訳にゆかない、成る程大蔵省が金主ではあるけれども、債権者ではない、債権者でもないものが代表にはなれないからとにかく債権者を引張り出さなければならぬということ、なり、横浜正金銀行副頭（原文）の武内金平氏、東亜興業の社長小貫慶治氏、製鉄所理事川久保修吉氏がゆく手筈になった。製鉄所の方は川久保氏に差支へがあり、囑託の斉藤信広氏（高山林次郎氏の実兄）、又漢冶萍公司の日本側顧問の吉川雄輔氏も同行する事になった。私は専門委員といふ名義で衝に当る事になった。此の事情は外務省より上海総領事矢田七太郎氏に打電し矢田氏が総代表として表面交渉する団取になった。一行約十数人神戸から出帆する、新聞記者がやって来て大変な勢揃ひだが一体何んの為にゆくのかというのです。そこで実は革命軍が日本の利権をこう／＼蹂躪して了った。もし放っておくと、支那に於ける日本の利権は皆侵害されてしまう、日本は強硬な態度でもってやれというのだといった。神戸の新聞社がこれを上海に打電した。それで上海に一行が乗り込んだときは、

上海の日本人も今度は大分怒って我々一行に種々激励を与へて呉れる。矢田総領事には既に訓令が来ておったから、とにかく僕が大将になって談判すると張り切つて居られた。ところで支那側はどうかというと、南京事件があつた後で南京は物騒だから南京には一行に入つて貰いたくない、上海で交渉しよう、人をよこすから上海で交渉しようといつて参りました。矢田さんは上海でやつたらよいではないかという。しかし、それはいけません、どうしてもいけない、南京に直接乗込んで行（原文）蔣介石に会つて話をしなければいけない、どうしても南京入りを決行しようと主張した。長江警備海軍司令官の米内さんもこの辺でウントやらないといかん、この間も南京の居留民が襲撃された、今度やつたら巨砲を撃ち込まれると覚悟させねばいかんと仲々強硬でした。南京からは交通部秘書長許卓然君（私の旧友）が参議張羣氏の代理としてやって来て、豊陽館に私を訪ひ「公森さんあなたは今度のことで怒つておるようですが、」という。私は「不都合ではないか、当然のことだ、我々の権利を無茶苦茶につぶして了った。それは国の面目に関することである、勝手にするということは宜しくない、どうしてもこれは原状回復をしなければならぬ、どうしても

やる」といいますと、「ところで貴方の方の要求はどういうことか」というので、「こういう要求だ」と示した。ところが許卓然は、張羣が南京から出て代表でやるというから兎も角張參議と相談するといつて別れた。又右系の志士佃忍夫という人がやって来て、「公森さん僕は貴方を一介の役人と思つておらない、先般張羣に会つた際、今度交渉に来る公森といふ男は国士だから、しかも本当に日支両方の為を思つてやる男だから、公森のいうことは皆聞け」と言ふて置いたから、張羣は貴方の提案は皆承諾する筈だ、若し彼は言ふ様だったら私に電話して呉れ、直ちに私も出懸けて成果を得る様努力すると激励して呉れた。私は只々佃氏に感謝し、「御親切誠に有り難い、誠意をもつて我々もきつとやりましたよ」と云つて別れた。交渉は南京政府内で開く事に定まり、一行は二月十日の晩南京城外の下関の蓬萊旅館に泊つた。ところで、これは一寸考えるとインペリアリスチックかもしれませんが、海軍の方は軍艦浦風が揚子江の警備をやつており、始終私達一行の乗っている船を警備して南京に碇泊しておつた。明くれば二月十一日の紀元節だからお祝いをやろうというので蓬萊館で浦風の艦長や一行の者で朝から祝杯を挙げて居つた処へ、支那側

許卓然君外二三人來訪、會議の手續など打合せたが、其際一杯機嫌の海軍軍人が「今度又南京事件のような生命に危害を加へる様な事をしたら南京城へ一発御見舞申すから」とやつた。支那側の方も此の見幕には大に驚いて居た様でした。その後交通部で會議を始め債権者の方から、権利侵害の詳細を述べると支那側も誠意を以てイヤそれは全く我々も故意にやつたわけではない、原状を回復すると唯々諾々の態たらくで済んでしまつた。ところでもう一つ裏面に問題があつた。それは次の外交総長に内定されて居つた黄郛といふ人が私の処に来て、「公森さん今度種々談判の事項に付いては何でも承諾するが、その代り日本兵の濟南出兵は止めて貰いたい、あなた一つ濟南出兵を止めて呉れるようにしてくれ、」という。そこで私は「濟南出兵は別問題でそれとこれとは関係はない、これは契約上の権利として主張しておるのだから濟南出兵、不出兵に関係無く聞いて貰わなければならぬ、」とつつ放したが、黄氏は、濟南出兵は北伐軍の北上を妨げる結果になるから支那が困る、日本側では濟南居住の日本の居留民の保護をしなければならぬしやうが、支那側としては移転費として二百万円、三百万円の金を出すから、濟南居留民を青島に移し

て貰いたい、濟南で日支兩國の兵がウロ／＼していると必ず衝突するから是非濟南出兵は止めて貰いたい、それをお願いすると、ヒツコク述べ立てた。それでは私は「所管がちがうから、私はそれを大蔵大臣にお話しして置きませうが軍当局の考へは請合へない」、というようなわけで一日談判して思う通り先方に承諾させて帰って報告した処、余り好く行ったので大蔵省では非常に喜ばれたが、何うしてそうスラ／＼円満に行ったかと思議がられたが、先方の懇望を三土大蔵大臣に伝へると、ハハア成る程濟南出兵が恐かったのかと笑はれた。このことを大蔵大臣から総理大臣にお話しして頂きたい、といった。ところが総理大臣に聞くとどういふ事になるかまだ判らないということでした。以上が漢冶萍、南潯鐵道の問題の事件でありました。

(大内) この間大竹さんからその話がなかつたですか、今の公森さんの話があつた。これは大蔵省が作った借款で、あなたか誰かの話が出ておつた。支那との談判は全然成立しなかつたものでありますか、貴下が先方に行つて。

(公森) 漢口の支那新聞に公森がよく弁すると雖も敢て之をきかずとか何とかという宣伝が載つて居ましたが、それは支那側が体面を繕つたのです。南潯鐵道借款の整理問題、

又その他の借款整理は其の後着々東亜興業の内田君の手で進行して居ました。

(大内) 事件がありましてあなたの名前が借款の書類に書いてあつた。秘密書類の中に残つておつたのを大竹さんが読んだのですが。

(公森) そういふような事件があつて私はそれから北京にずっとおつたが、上海に事務所を移転して後は上海に駐在した。その東亜興業の方は同社専務内田勝司君、中日実業借款整理問題の方は中日の常務江藤豊二氏が行つて、稍実効を挙げるようになった。それから滿洲關係の電信、電話借款も少しとれるようになった。私が財務官を辞める前後で少し宛ですが、年額四、五百万円位入るようになっておつた。ところが例の滿洲事変ですっかり駄目になつてしまつた。(後略)

(注記) 原文はカタ仮名まじりであるが、これをひら仮名に統一し、また漢字は原則として常用漢字に改めた。